

工場立地法 届出のてびき

あきる野市 環境経済部 環境政策課

目 次

◎ 工場立地法の概要	2
1 特定工場	4
1－1 特定工場の定義	4
1－2 敷地面積の考え方	4
1－3 建築面積の考え方	5
2 生産施設	5
2－1 生産施設の定義	5
2－2 敷地面積に対する生産施設の面積の割合	6
2－3 生産施設面積の測定方法	6
3 緑地	7
3－1 緑地の定義	7
3－2 敷地面積に対する緑地面積の割合	7
3－3 緑地面積の測定方法	7
3－4 屋上緑化・壁面緑化等の緑地面積への算入割合	9
4 緑地以外の環境施設	9
4－1 緑地以外の環境施設の定義	9
4－2 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む）の割合	10
4－3 緑地以外の環境施設の測定方法	10
4－4 環境施設の配置	11
◎ 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の定義と事例	12
5 既存工場に対する弾力的措置	17
5－1 既存工場に対する弾力的措置とは	17
5－2 準則不適合の場合への弾力的対応	17
5－3 兼業の場合	18
5－4 準則計算式と計算の事例	18
6 届出が必要な場合	32
6－1 届出が必要な場合	32
6－1－1 新設の場合	32
6－1－2 変更の場合	32
6－1－3 その他の場合	33

6 - 2	届出が必要ない場合	33
7	届出の時期	33
7 - 1	実施の制限	33
7 - 2	実施の制限期間の短縮	34
8	届出書類	35
8 - 1	届出書類一覧表	35
8 - 2	届出のあて先及び部数	36
8 - 3	届出書類の様式	37
8 - 4	届出書類の記載例	61
9	あきる野市工場立地法地域準則条例等	81
9 - 1	あきる野市工場立地法地域準則条例	82
9 - 2	あきる野市工場立地法に係る届出事務処理要領	86
9 - 3	壁面緑地に関する基準	88
9 - 4	壁面緑地の面積の算定例	89
9 - 5	施工例	90

工場立地法の概要

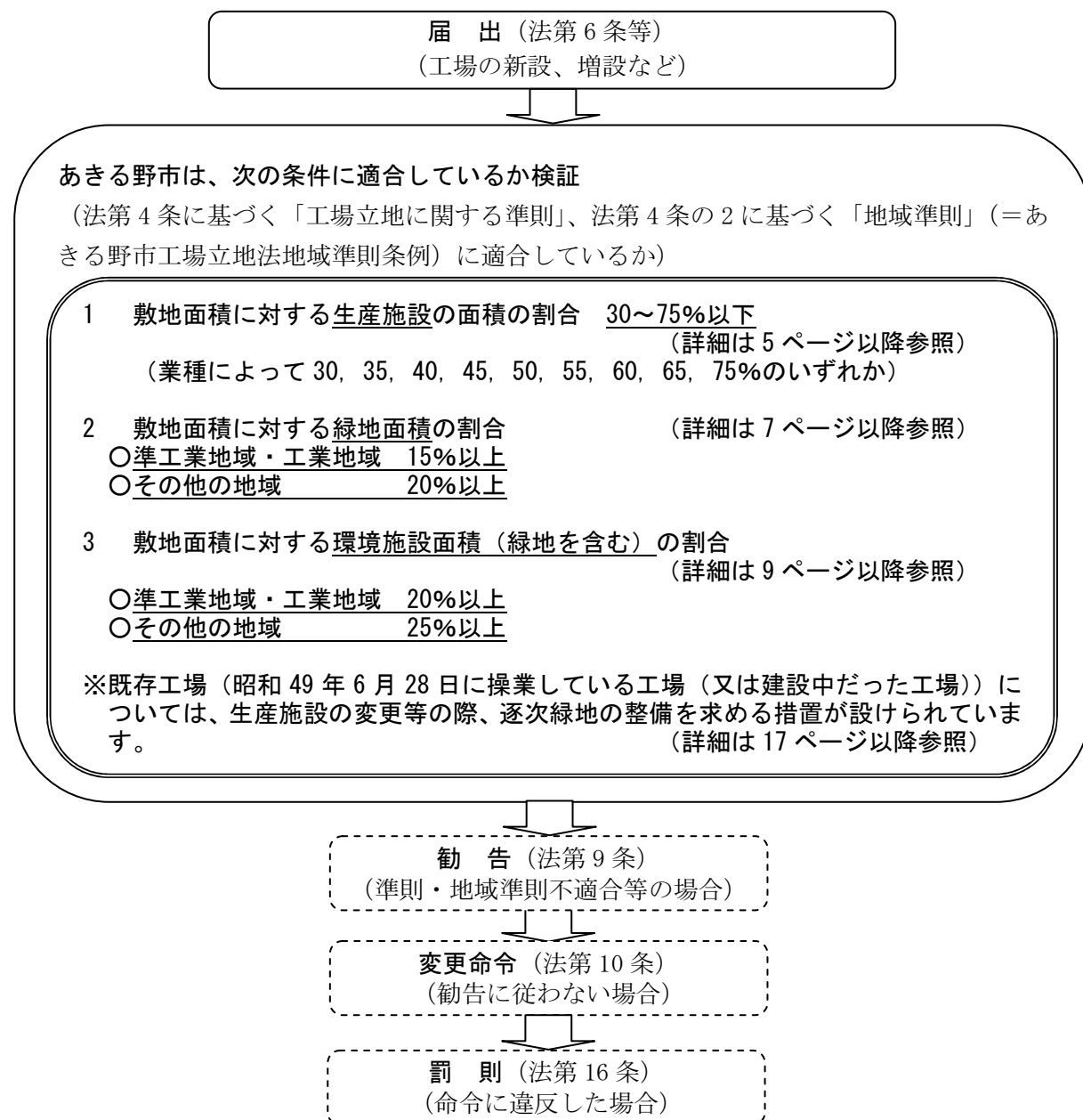
工場立地法の概要

工場立地法は、工場立地が周辺との環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものです。この中で、最も事業者の方と関連があるのが、工場の敷地利用に関する「生産施設」「緑地」「環境施設」の面積率などの定めです。一定規模以上の工場を「特定工場」といい（2を参照）、その設置等に関しては、事前の届出が必要です。

◎ 平成24年4月1日から、工場立地法に伴う届出等の事務は、東京都からあきる野市に移管されました。また、あきる野市では平成25年4月に「あきる野市工場立地法地域準則条例」を施行し、市内の準工業地域及び工業地域の緑地面積率・環境施設面積率を定めました。あわせて、「壁面緑化に関する基準」を設けました。

なお、準工業地域及び工業地域の緑地面積率・環境施設面積率は、これまで適用されてきた「東京都工場立地法地域準則条例」における緑地面積率・環境施設面積率と同様です。

1 制度のしくみ



2 届出対象工場（＝特定工場）（詳細は4ページ参照）

- 業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所は除く）
- 規模：敷地面積9,000㎡以上 又は 建築物の建築面積3,000㎡以上

3 届出が必要な場合（詳細は32ページ以降参照）

法条文	届出の種類	
法第6条第1項	新設	① 特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）
一部改正法 附則第3条 第1項	変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更
法第7条第1項		③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更
法第8条第1項		④ ①②③の届出をした者がその後行う変更
法第12条	その他	⑤ 氏名等の変更
法第13条第3項		⑥ 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継
—		⑦ 特定工場を廃止（移転）する場合

4 届出の時期（詳細は33ページ参照）

法第11条により、届出が受理された日から90日間は原則として工事に着手してはならないことになっています。（実施の制限）

なお、事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を最大30日間まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。（実施の制限期間の短縮）

5 あきる野市ホームページ等での情報提供について

あきる野市ホームページで、工場立地法に係る届出に必要な書類がダウンロードできます。

<http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000004291.html>

経済産業省ホームページ内に、工場立地法に関する法令や資料が掲載されています。

http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/

6 届出先・お問い合わせ先（平成29年4月現在）

あきる野市 環境経済部 環境政策課 環境政策係

〒190-0164 東京都あきる野市五日市411 五日市出張所内

電話 042-595-1110

FAX 042-595-1141

1 特定工場

1-1 特定工場の定義

特定工場を新設又は変更しようとするときは、工場立地法による届出義務があります。

特定工場の範囲については、工場立地法第6条及び工場立地法施行令第1条・第2条で次のとおり定められています。

業 種……製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所を除く。）、ガス供給業、熱供給業
規 模……敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築物の建築面積の合計 3,000 m ² 以上

（補足）

- ・物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けとること。）と修理をあわせて行う事業をいう。
- ・自動車整備業のように単に修理のみを行うものは含まれない。
- ・変電所、ガス供給所は含まれない。
- ・鉱業、建設業、倉庫業、運輸業等は含まれない。

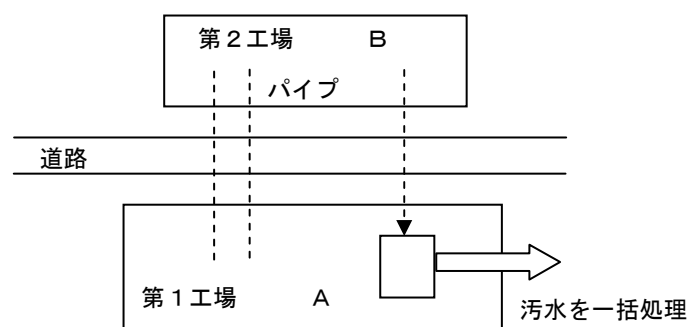
1-2 敷地面積の考え方

工場敷地面積は、所有地、借地等のいかに問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいいます。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となります。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとします。

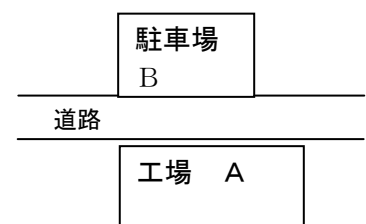
道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常はまとまった一つの敷地面積ではありませんが、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、まとまった一つの敷地面積とします。

（まとまった一つの敷地面積の例）

（例1）第1工場と第2工場の間には道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBをまとまった一つの敷地面積とする。



（例2）道路を挟んで、従業員用の駐車場がある場合は、A及びBをまとまった一つの敷地面積とする。



1-3 建築面積の考え方

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積（延床面積ではありません。）をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。

2 生産施設

2-1 生産施設の定義

工場立地法施行規則第2条で次のように定められています。

第2条 法第4条第1項第1号の生産施設は、次の各号に掲げる施設（地下に設置されるものを除く。）とする。

- (1) 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械又は装置が設置される建築物
- (2) 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの

（補足）

- ・事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは、生産施設としない。
- ・倉庫、タンク等専ら貯蔵の用に供する独立した施設は、生産施設としない。ただし、半製品又は中間製品のタンク、倉庫が製造工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合は、生産施設とする。
- ・自家発電施設、ボイラー、コンプレッサー等は生産施設とする。ただし、事務所用の空気調節施設等製造工程以外のために用いられるものは、生産施設としない。
- ・製造工程のために用いられるものであっても、受変電施設及び用水施設は、生産施設とはしない。
- ・製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設となるが、独立して製品の技術開発等を目的とする試験室等は、生産施設としない。
- ・自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とされ、生産施設とならない。ただし、当該施設によって有用成分の回収又は副産物の生産を行う場合は、原則として生産施設とする。
- ・一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても、撤去されない限り、原則として生産施設とする。ただし、事務所や倉庫等に用途替えした場合は、生産施設から除外できる。

2-2 敷地面積に対する生産施設の面積の割合

工場立地に関する準則第 1 条で、業種別に次の表に記載する割合以下と定められています。

敷地面積に対する生産施設の面積の割合（ γ ）

業種の区分		敷地面積に対する生産施設面積の割合（ γ ）
第一種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	0.30
第二種	伸鉄業	0.40
第三種	窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）	0.45
第四種	鋼管製造業及び電気供給業	0.50
第五種	でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業	0.55
第六種	石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業	0.60
第七種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	0.65

（平成 27 年 5 月現在）

（注）既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は 17 ページ以降を参照してください。

2-3 生産施設面積の測定方法

工場立地法における生産施設面積の測定方法は次のとおりとなります。

- ・原則として、投影法による水平投影面積を測定する。
- ・一階が倉庫で二階に生産施設があるような場合、その建築物は生産施設であり、当該建築物の全水平投影面積が生産施設面積となる。
- ・同一建築物内で、倉庫、事務所、食堂等があり、壁等で明確に仕切られている場合は（可動式の間仕切等は不可）、当該面積を除いた面積を生産施設面積とする。
- ・屋外にある生産施設の場合は、水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。

3 緑地

3-1 緑地の定義

あきる野市工場立地法地域準則条例第2条第2号で次のように定められています。

第2条(2) 次に掲げる土地又は施設(建築物その他の施設(以下「建築物等施設」という。)に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。)とする。
ア 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
イ 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設

(補足)

- ・次に掲げるものは緑地とする。ただし、① ②については、地面や壁面等に固定されており容易に移設することができないものに限る。
 - ① 苗木床
 - ② 花壇
 - ③ いわゆる雑草地であっても、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているもの
- ・次に掲げるものは緑地としない。
 - ① 野菜畑
 - ② 温室、ビニールハウス

3-2 敷地面積に対する緑地面積の割合

工場立地に関する準則第2条、工場立地法第4条の2及びあきる野市工場立地法地域準則条例第3条、第4条第1号で次のように定められています。

○都市計画法第8条第1項第1号に定める	
準工業地域・工業地域	15%以上
○その他の地域	20%以上

(注) 既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は17ページ以降を参照してください。

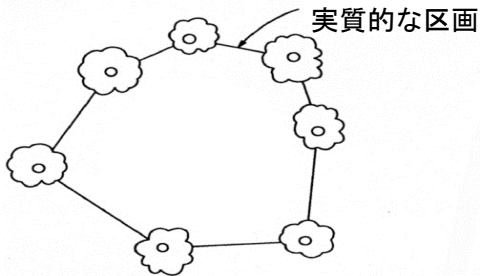
3-3 緑地面積の測定方法

緑地面積の測定方法は次のとおりです。

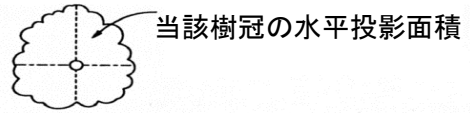
- ・樹木が成育する土地又は建築物屋上等緑化施設で、さく、置石、へい等により区画されているものについては、当該土地又は建築物屋上等緑化施設の区画を緑地面積として測定する。(さく等の外周からの測定で可。)ただし、樹木の植栽方法は区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体が緑地と認められるように当該区画された土地又は建築物屋上等緑化施設全体に平均的に植栽しなければならない。

- ・低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積については、当該表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設の面積を緑地面積として測定する。
- ・その他の場合

(例 1) 区画されていない場合の緑地面積

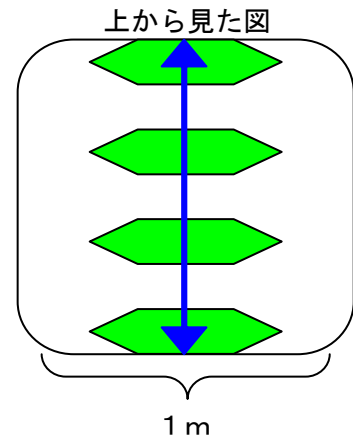
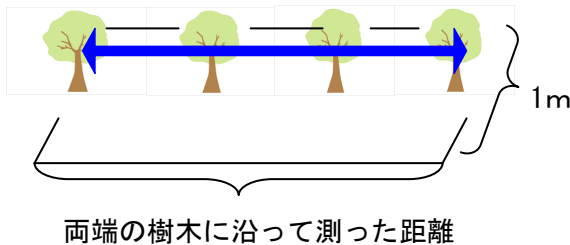


(例 2) 単独の樹木の緑地面積



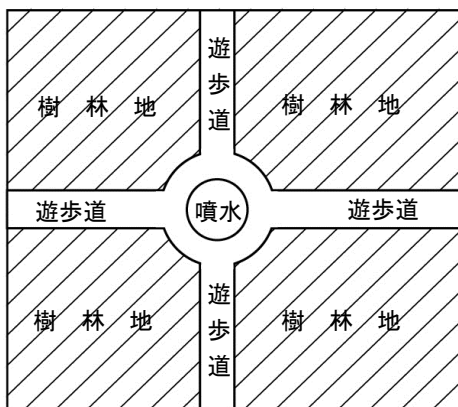
(樹冠とは樹木の梢頭を構成している一段の枝葉をいう。)

(例 3) 区画されていない場合で一列の並木状に植林されている場合の緑地面積

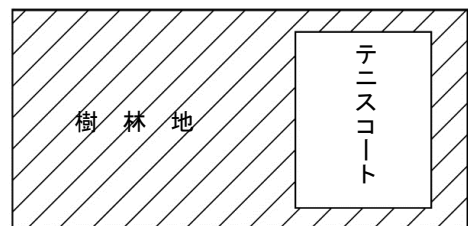


- ・緑地以外の環境施設が樹木の生育する緑地で囲まれており、かつ緑地の面積が緑地以外の環境施設の面積の 2 倍程度以上である場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第 3 条第 1 号（あきる野市工場立地法地域準則条例第 2 条第 2 号ア）の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地として測定する。

(例 1)



(例 2)



- ・法面（斜面）を緑化した場合は、その法面の水平投影面積を測定する。
- ・樹木と地被植物が混在している区画された土地が、工場立地法施行規則第 3 条第 1 号及び第 2 号（あきる野市工場立地法地域準則条例第 2 条第 2 号ア及びイ）の土地の両方に該当する場合

- は、緑地は、当該区画された面積を測定するものとし、区画された面積の2倍とはならない。
- ・建築物屋上等緑化施設のうち、壁面に設けられる緑地については、「壁面緑地に関する基準」(88頁)により面積を測定する。

3-4 屋上緑化・壁面緑化等の緑地面積への算入割合

あきる野市工場立地法地域準則条例第5条で次のように定められています。

第5条 緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は第2条第3号ア(キ)に掲げる施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の25/100の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。

(補足)

- ・『「緑地以外の環境施設」以外の施設』とは、具体的には、屋上庭園・配管下の芝生・藤棚の下が広場又は駐車場になっている場合等を指す。

4 緑地以外の環境施設

4-1 緑地以外の環境施設の定義

あきる野市工場立地法地域準則条例第2条第3号で次のように定められています。

第2条第3号 次に掲げる土地又は施設であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるものとする。

ア 次に掲げる施設の用に供する区画された土地(緑地と重複する部分を除く。)

(ア) 噴水、水流、池その他の修景施設、(イ) 屋外運動場、(ウ) 広場、(エ) 屋内運動施設、(オ) 教養文化施設、(カ) 雨水浸透施設、(キ) 太陽光発電施設(電気供給業における発電施設は除く。次項において同じ。)

(ク) (ア) から(キ) までに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

イ 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの(緑地又はアに規定する土地と重複するものは除く。)

(補足)

①環境施設全体に関する説明

- ・緑地以外の環境施設とは、工場立地法施行規則第4条に規定する区画された土地(緑地と重複する部分を除く。)又は施設をいい、粉じん、騒音等を防止する観点のみならず、工場立地が周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することをねらいとしたものである。
- ・緑地以外の環境施設の判断基準は次の5つのうち、1つを満たすこととする。
 - a オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
 - b 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。

- c 災害時の避難場所となることにより防災対策等が推進されること。
- d 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られること。
- e 工場立地法施行規則第4条に規定する太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。

②個別の施設に関する説明

- ・修景施設とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。
- ・屋外運動場とは、野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。
- ・屋内運動施設とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワーその他の工作物を含む。）をいう。
- ・教養文化施設とは、企業博物館、美術館、ホール等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。
したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設としない。
- ・雨水浸透施設とは、浸透管（浸透トレンチ）、浸透ます（雨樋等といった雨水を通すためだけのものは除く。）、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等である。ただし、駐車場、構内道路等環境施設以外の施設であって、生産工程に係るものと重複する場合（原材料の搬入、製品の搬出等の車両が駐車するための駐車場に施された透水性舗装等）は、環境施設としない。
- ・工場立地法施行規則第4条でいう太陽光発電施設とは、太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置をいう。同条第2号でいう太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるものとは、建築物等施設の屋上又は壁面に設置される太陽光発電施設をいう。
- ・駐車場は環境施設としない。（ただし、「重複緑地」で規定する場合を除く。）

4-2 敷地面積に対する環境施設面積（緑地を含む）の割合

工場立地に関する準則第3条、工場立地法第4条の2及びあきる野市工場立地法地域準則条例第3条、第4条第2号で次のとおり定められています。

○都市計画法第8条第1項第1号に定める	
準工業地域・工業地域	20%以上
○その他の地域	25%以上

（注）既存工場については、弾力的措置が設けられています。詳細は17ページ以降を参照してください。

4-3 緑地以外の環境施設の面積の測定方法

緑地以外の環境施設の面積の測定方法は次のとおりです。

- ・さく、置石、へい等で区画された土地又は施設の面積を環境施設面積として測定する。
- ・専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス、温室等はそれ自体では環境施設でないが、それらが環境施設に囲まれているか、又は接している場合で、環境施設的面積が体育館、クラブハウス等の面積の5倍程度以上である場合には、体育館等の面積は環境施設的面積として測定する。
- ・地下に埋設されている雨水浸透施設については、当該施設が地表に出ている部分の面積とし、雨水を集められる部分の面積とはしない。

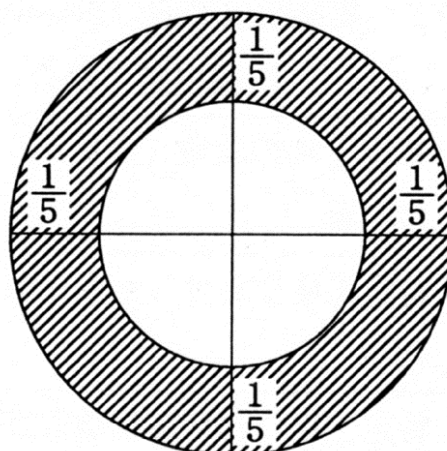
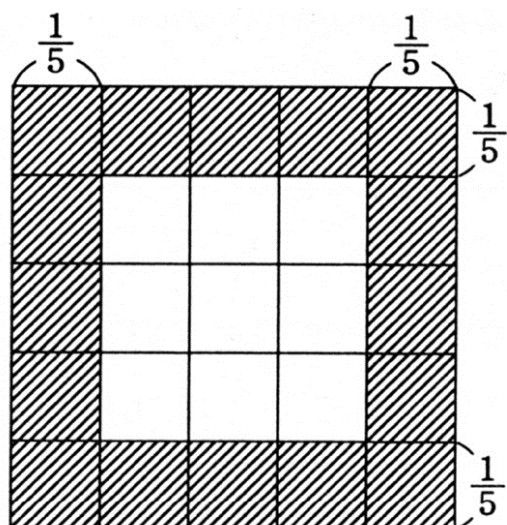
4-4 環境施設の配置

工場立地に関する準則第4条で次のように定められています。

第4条 環境施設の配置は、製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）の環境施設のうちその面積の敷地面積に対する割合が100分の15以上になるものを当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

（補足）

- ・工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき地域準則が定められた場合又は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき準則が定められた場合であって、これらの準則に規定する環境施設面積率が100分の15未満である場合には、当該面積率に相当する分の環境施設を当該工場等の敷地の周辺部に、当該工場等の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案してその地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。
- ・周辺の地域の生活環境の保持に最も寄与するようには、住宅、学校、病院等の施設が存在する方向に集中的、重点的に環境施設を配置して環境施設の遮断帯としての機能を最も効果的に発揮させるようにということである。
- ・「敷地周辺部」とは、敷地の境界線から、対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分とする。



◎生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の定義と事例

1 生産施設

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(定義) ①製造業等における物品の製造工程を形成する機械又は装置が設置される建築物 ②製造工程等を形成する機械、装置で屋外に設置されるもの		
(1) 事務所、研究所、食堂等		「事務所、研究所、食堂等」で独立の建築物
(2) 倉庫関連施設	半製品又は中間製品のタンク・倉庫 ・製造の単位としての工程を形成する一連の機械又は装置が設置されている独立の区画に属する場合 ・工場建屋の中に含まれる場合	倉庫 置場 ・専ら貯蔵の用に供する独立した施設 倉庫又は置場に付随した施設など ・原材料の仕分け施設 ・納入品の検査所 ・原材料又は最終の製品の抜取検査施設 ・計量施設 半製品又は中間製品のタンク・倉庫 ・原材料又は最終の製品のタンクヤード内の一部に設置されているもの ・独立した倉庫内におかれている場合 タンク付随施設 ・生産施設でない貯蔵タンクに付随した加熱装置
(3) 出荷・輸送関連施設	生産工程の一環としての製品の包装、荷造(梱包)を継続して行う施設	倉庫、置場に付随して最終の製品を出荷するための施設 屋外ベルトコンベヤー、輸送用配管等専ら輸送の用に供する施設
(4) 用役施設 (受変電施設及び用水施設を除く。)	自家発電施設(工場立地法施行規則第4条に規定する太陽光発電施設を除く。) ボイラー(純水製造設備を含む。) コンプレッサー 酸素製造施設 熱交換器 整流器等 製造工程等の用に一部共用される用役施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等) 工場建屋内の空気調節施設	受変電施設 例) 変電所、開閉所、受電施設等 用水施設 例) 工業用水の取水・貯水施設、冷水塔、排水施設 用役施設だが、製造工程以外に専ら供されているもの 例) 事務所用の空気調節施設(ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等) 出荷施設や用水施設用の用役施設(コンプレッサー、ポンプ等)
(5) 煙突煙道等排煙施設		煙突煙道等排煙施設(排水施設に準ずる。)
(6) 検査所(試験室)	生産工程の一環として行われる検査所、試験室	独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所、試験室

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(7) 修理工場	製造・加工と修理を合わせて行う修理工場 例) 治工具を製造し、合わせて生産施設の修理をする工場建屋 金型製造と修理を合わせて行う工場建屋等	部品の取替え等によって、自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場
(8) 公害防止施設	公害防止施設（有用成分の回収又は副製品の生産を行う施設） 例) 重油脱硫施設 生産工程に完全に組み込まれ、原材料の回収や副製品の製品化を経常的にを行い、それがその業界の製造方法における常態となっている施設 例) クラフトパルプ製造工程における黒液燃焼装置 非鉄金属製錬業における硫酸回収施設 ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫装置 高炉ガスからのアンモニア回収施設 製鉄工場、金属製品工場における廃酸、廃アルカリ回収施設	公害防止施設（自工場における排出物を処理するための施設） ・有用成分の回収又は副製品の生産を行う場合で次の2点を満たすこと。 ①当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 ②当該有用成分を原材料にして使用するための加工等を行うことにより、他から購入するのに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 ・有用成分を製品化する場合で次の2点を満たすこと。 ①当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められること。 ②当該有用成分を製品化して販売することにより、単に廃棄することに比べ、明らかに継続して損失が生じると認められること。 例) 発電所における排煙脱硫施設 サルファイドパルプ製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 アルコール製造工場における蒸留廃液濃縮燃焼装置 工場からのばい煙又は粉塵の防除を行うための集塵施設で、有用成分の回収を行わないもの 有用成分の回収を行わない、排水処理施設（排水処理施設の水を再度循環利用する場合を含む。）
(9) 休廃止施設	一時的な遊休施設 廃止された施設で撤去されない施設	
(10) 試作プラント	試作のための施設の規模性能からみて、実稼働プラントに移行する可能性のあるもの又は当該試作品を販売する場合	試作品、開拓品等を製造、研究する施設
(11) 地下に設置される施設		地下に埋設される施設や地下室に設置される施設
(12) コントロールハウス	生産機能の集中制御のための建物	
(13) 副資材製造工場等	・製品出荷のための梱包材を製造する工場建屋 ・鋳物用木型又は金型を製造する工場建屋 ・工場の自家用の生産用機器、工具等を製造する工場建屋	
(14) 屋外作業場	当該作業場内の生産の用に供する機械又は装置（作業定盤及びクレーンを除く。）	屋外作業場

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(15) 混合、調合施設	生産工程の一環として製品又は半製品を製造するための加工行為であるもの 例) 農薬の混合の施設 無機薬品の混合の施設 清涼飲料の原液と清涼飲料剤の調合等の施設	
(16) 技術訓練施設		技術訓練施設
(17) 季節的に用途が変わる建築物	生産活動を行う時期が季節的である場合で工場建屋の用途が季節的に異なる場合 例) でんぷん製造施設 清酒製造施設	
(18) 冷凍施設等	冷凍食品を製造するための冷凍施設等、生産工程を形成する冷凍施設	でき上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷蔵しておく冷蔵施設
(19) 養生施設	屋内で養生を行う場合の養生施設	コンクリート製品の屋外の養生場
(20) 電気供給業における生産施設	石炭の粉砕機、LNGの気化装置、レギュレーター	発電工程前の原燃料の受入、貯蔵、輸送施設
	発電工程を形成する機械又は装置 ①ボイラー本体 ②再熱器 ③タービン本体 ④復水器本体 ⑤給水ポンプ ⑥給水加熱器 ⑦給水処理装置 ⑧ボイラー水処理装置 ⑨ボイラーに付属する空気予熱器 ⑩蒸気配管 ⑪発電機 ⑫励磁機 等	独立した次の施設 ①変電施設（主変圧器を含む。） ②開閉所 ③冷却池 ④冷却塔 ⑤取水施設 ⑥受電施設 原子力発電に係わる次の施設 ①廃棄物貯蔵施設 ②核燃料貯蔵施設 ③淡水源施設（ダム、プール等）
(21) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設	石炭の粉砕機、混合機及びこれに付属する制御室	ガス製造工程前の原料の受入、貯蔵、輸送施設 例) 石炭クレーン 貯炭場 コンベアー等

定義・事例	生産施設とする	生産施設としない
(22) 石炭ガスによるガス供給業の生産施設（つづき）	<p>ガス製造施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 石炭ガス発生が、消火塔及びこれらに付随する空気圧縮機、押出機、制御室、装炭車、消火車、コークスガイド車、並びにこれらが設置されている区画内になるドライメーン等の配管 <p>ガス精製施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 冷却装置、タール排除器（コットレルを含む。）、ガス排送機、硫酸回収施設（硫酸飽和器、結晶槽、硫酸計量槽、蒸留塔、分離器、その他の補機類）、スクラバー、脱硫施設、ガス軽油回収施設、熱量調節装置等及びこれらが設置されている区画内にある配管 <p>コークス製造施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 炉前ワーク、粉碎装置、ふるい分け装置及び選別装置 <p>タール精製施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス液タール分離槽、タール槽、タール蒸留施設及び付随施設 <p>熱量測定室</p> <ul style="list-style-type: none"> コントロールハウス 	<p>ガス製造施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火水の沈殿層（消火用ポンプを含む。）沈澱粉処理施設 <p>ガス精製施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 硫酸タンク、硫酸の倉庫、脱硫剤の倉庫、洗浄油受入槽、ガス軽油出荷槽 <p>コークス製造施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外ベルトコンベヤ、出荷用の計量施設等、ガスホルダー、ガス供給のための出荷用の圧送機、クーラー、付臭施設及び熱量調節施設の出口移行のガス本管 <p>タール精製施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス液槽、ガス液管
(23) 原油、ナフサ、LNG、LPGによるガス供給業の生産施設	<p>原油、ナフサによるガス製造の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ガス発生器 ②増熱器 ③原料加熱炉 ④蒸気予熱器 ⑤熱交換器 ⑥廃熱ボイラー ⑦C_o変成装置 ⑧脱硫施設 ⑨油圧又は水圧等の動力発生装置 ⑩制御室 ⑪送風機 ⑫レリーフホルダー 等 ⑬上記が設置されている区画内にある配管等 <p>LNG、LPGによるガス製造の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①ガス発生器 ②熱交換器 ③制御室 ④上記が設置されている区画内にある配管等 	
(24) 熱供給業における生産施設	<p>ボイラー（蒸気ボイラー、温水ボイラー）</p> <p>ボイラー循環ポンプ</p> <p>電動駆動冷凍機</p> <p>蒸気タービン駆動冷凍機</p> <p>吸収式冷凍機</p> <p>加圧タンク</p> <p>蒸気ヘッダー</p> <p>ホットウエルタンク</p> <p>給水ポンプ</p> <p>熱交換機</p>	<p>独立した燃料の受入、輸送、貯蔵の施設</p> <p>灰の搬出、輸送の施設</p> <p>蓄熱槽</p> <p>供給導管等</p>

2 緑 地

定 義	緑地とする	緑地としない
<p>(1) 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの</p> <p>(2) 低木又は芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設</p>	<p>樹冠の投影面積をもつ単独の樹木 既存樹林地(自然林、山林等)でその植栽状況からみて基準に適合すると推定できるもの</p> <p>①自然林 ②山林 ③果樹園 ④花壇 ⑤苗木床 ⑥雑草地であっても、植生、美観の観点から良好な状態に維持管理されているもの</p> <p>緑地以外の施設と重複する場合 (例：下が広場である藤棚、屋上庭園、壁面緑地)</p> <p>芝生で被われた屋外運動施設 (例：テニスコート等)</p>	<p>野菜畑(＝緑地以外の環境施設) 温室、ビニールハウス</p>

3 緑地以外の環境施設

定 義	緑地以外の環境施設とする	緑地以外の環境施設としない
<p>修景施設、運動場、広場、太陽光発電施設等の施設の用に供する区画された土地で(緑地と重複する部分を除く。)工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるもの(次の一つを満たすこと)</p> <p>(1) オープンスペースであり、かつ美観等の面で公園的な形態に整備されていること。</p> <p>(2) 一般の利用に供するよう管理されることにより、周辺の地域住民等の健康の維持増進又は教養文化の向上が図られること。</p> <p>(3) 災害時の避難場所等になることにより防災対策等が推進されること。</p> <p>(4) 雨水等の流出水を浸透させる事により地下水の涵養が図られること。</p> <p>(5) 太陽光発電施設であって、実際に発電の用に供されるものであること。</p>	<p>噴水 水流 池 その他の修景施設 ・滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等</p> <p>屋外運動場 ・野球場、陸上競技場、蹴球場、庭球場、バスケットボール場、バレーボール場、水泳プール、スケート場、すもう場等(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。)</p> <p>広場 ・休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等の総合的な利用に供する、明確に区画されたオープンスペースで、公園的に整備されているもの</p> <p>野菜畑 屋内運動施設 ・体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等(これらに付属する観覧席、更衣所、シャワーその他の工作物を含む。)</p> <p>教養文化施設 ・企業博物館、美術館、音楽・演劇ホール</p> <p>雨水浸透施設 ・浸透管、浸透ます、浸透側溝 (地下に埋設されている雨水浸透施設は地表面に出ている部分) 透水性舗装が施された土地</p> <p>太陽光発電施設 ・太陽電池、太陽電池設置器具、パワーコンディショナー及び変圧器など太陽光を電気に変換するための一連の機械又は装置</p>	<p>駐車場 クラブハウス 販売目的の自社製品展示施設 食堂 従業員専用の体育館等の屋内運動施設</p> <p>注：クラブハウスや従業員専用の体育館等の屋内運動施設でも周辺の環境施設の配置状況によっては環境施設となることがある。</p>

5 既存工場に対する弾力的措置

5-1 既存工場に対する弾力的措置とは

昭和49年6月28日に設置されている工場又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場」という。）については、直ちに準則どおりの緑地等を設置させることはできないので、昭和49年6月29日以後に生産施設を変更する際に「工場立地に関する準則の『備考』（あきる野市工場立地法地域準則条例の『附則』）」に定められている算式によって計算を行い、それによって算出された面積以上の緑地、環境施設を設置することになっています。また、増設できる生産施設の面積の上限も計算により算出します。（これらの計算のことを「準則計算」と呼んでいます。）

兼業の場合についても、同様に算式が定められています。

最終的には、工場立地に関する準則又はあきる野市工場立地法地域準則条例に定められた基準を達成することが目標となります。

なお、既存工場で変更の届出の場合で、生産施設の新たな設置がない場合については、準則計算の必要ありません。

5-2 準則不適合の場合への弾力的対応

既存工場が次に該当する場合は、準則計算上の緑地等を確保できなくても建替えを行うことができます。また、準則に適合しない場合、市長は原則として勧告を行うこととしていますが、個別の事情がある場合は審査の上、勧告しない場合もあります。詳しくはご相談下さい。

次の(1)、(2)のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないと市長が認める場合は、算定式により求められる緑地又は環境施設の面積に満たなくとも、建て替えを行うことが可能です。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限ります。

(1) 対象工場要件

次の①及び②に該当すること。

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要になっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること（注1）。
- ② 建て替え後に緑地の整備に最大限の努力をして、緑地面積又は環境施設面積が一定量改善されること（注2）。

(2) 生活環境保全等要件

次の①～③のうち、いずれか一つに該当する場合。

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築又は更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
- ③ 工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと。

注1 「景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがある」とは、

- ① 景観の向上（地域環境と調和した建物・施設のデザイン、色彩、配置が採用される等により、向上の外観が周りの都市景観、環境と調和する等）
- ② 省エネルギー、新エネルギー設備の導入
- ③ リサイクル施設の導入等の産業廃棄物の適正な処理に積極的に取り組むことなどがあげられます。

注2 一定量改善の目安とは、
準則計算で必要とされる緑地面積又は環境施設面積の 1/2 以上が確保できること。確保できない場合は、緑化の努力状況、現在の緑地水準、周辺の土地利用状況を勘案して緑地面積（環境施設面積）の改善と認められることが必要です。

5-3 兼業の場合

兼業の場合は、単一業種の場合と準則計算式が異なります。

(1) 兼業とは

兼業とは、生産施設面積率： γ （6 ページ参照）が 2 以上の異なる業種に属しているということです。兼業か否かは、工場から最終的に出荷される製品で判断します。

半製品又は中間製品が最終製品のためのものであるとともに、出荷もされている場合は兼業となることがあります。

(2) 兼業の場合の生産施設面積の算定

兼業の場合は、それぞれの業種に属する生産施設面積を算定します。算定の方法が不確かなものは、次の例によります。

- ・ 2 以上の業種の製造工程のため用いられる用役施設は、その面積を工場内の業種別に明らかに分けることのできる生産施設の面積のそれぞれの合計で比例配分する。
- ・ 工場建屋が全体として兼業の場合で、業種により製造機が異なるときは、面積の大きい方の製造機の業種に属するものとする。しかし、判別がつけ難いときは、業種の数で工場建屋面積を分割する。
- ・ 同一工場建屋内の同一設備から 2 以上の異なる業種に属する製品を製造する場合は、 γ の値の厳しい方の生産施設面積として算定する。

5-4 準則計算式と計算の事例

準則計算の際、どの式を用いるかは次のように整理されます。

次の準則計算の計算式の数値（「0.15」「0.2」）（緑地面積率 15%、環境施設面積率 20%）は、あきる野市工場立地法地域準則条例で定める準工業、工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用しています。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、工場立地に関する準則に定めるとおり、次の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」（緑地面積率 20%、環境施設面積率 25%）に変えて計算してください。

	既存工場等		新設工場等	
	単一業種	兼業	単一業	兼業
生産施設	<p>① $P \geq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$ ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。</p>	<p>④ $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$</p>	<p>⑦ $P \leq \gamma S$</p>	<p>⑩ $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$</p>
緑地	<p>② $G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) >$ $0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	<p>⑤ $G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) >$ $0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	<p>⑧ $G \geq 0.15S$</p>	
環境施設	<p>③ $E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、$\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) >$ $0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>	<p>⑥ $E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) >$ $0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E_1 \geq 0$ とする。</p>	<p>⑨ $E \geq 0.2S$</p>	

(γ) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (6 ページ参照)

(α) 既存生産施設用敷地計算係数

	業種の区分	既存生産施設用敷地 計算係数 (α)
一	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1. 2
二	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業（清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業（可鍛鋳鉄製造業を除く。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・附随車製造業、鉄道車両製造業、船舶製造・修理業（長さ 250 メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1. 3
三	有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、生産用機械器具製造業（機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。）、はん用機械器具製造業（動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部品製造修理業（注文製造・修理）を除く。）、発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業（配線器具・配線附属品製造業を除く。）、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1. 4
四	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業	1. 5

(平成 24 年 2 月現在)

(注) 「既存生産施設用敷地計算係数」は、「敷地面積に対する生産施設の面積の割合」と同じく、国が定める「工場立地に関する準則」により決められています。

(1) 【既存工場で単一業種】

① 生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

ただし、 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \leq 0$ のときは $P=0$

これらの式で、 P 、 S 、 γ 、 α 、 P_0 及び P_1 は次の数値とする。

- | | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| P | 今回の届出によって設置する生産施設の面積（撤去分は含まない。） |
| S | 敷地面積（変更があった場合は変更後の面積とする。） |
| γ | 敷地面積に対する生産施設の面積の割合（6 ページ参照） |
| α | 既存生産施設用敷地計算係数（20 ページ参照） |
| P_0 | 昭和49年6月28日に設置されている生産施設の面積及び設置のための工事が行われている生産施設の面積の合計 |
| P_1 | 昭和49年6月29日から前回までの生産施設の面積の変更の合計（設置については＋、撤去については－として計算）。ただし、今回の届出で生産施設の撤去を行うときはその分も含める。 |

$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right)$ は昭和49年6月28日時点で、あとどれくらい生産施設を増やせるか（増設可能面積）ということを表している。ただし書きのように変更面積（ P_1 ）が増設可能面積以上になってしまうと、それ以上の生産施設の設置はできない。（ $P=0$ ）

② 緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15 - \frac{G_0}{S} \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式で、 G 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。（ P 、 γ 、 S については①と同じ）

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| G | 今回の届出によって設置する緑地の増加面積（純増分） |
| G_0 | (ア)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の緑地面積 (イ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\left\{ \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) \right\}$ を超えて設置した緑地面積（ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.2です。） (ウ)生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分 以上の(ア) (イ) (ウ)を合計した数値。 |
| G_1 | 今回の届出前の緑地面積
ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、 G のほかに撤去面積分の緑地を工場敷地内に確保しなければならない。 |

- ・ G_0 は G_1 の内数であり、他の条件が同じならば G_0 は大きいほど必要とされる G の値は小さくなる。
- ・ ただし書前半は、 G_1 が敷地面積の15%にかなり近づいてきた場合か、 P がかなり大きい場合に用いる式である。この場合は、 $\frac{P}{\gamma}(0.15 - \frac{G_0}{S})$ にあわせると変更後の緑地面積が15%を超えるので、最低限設置しなければならない緑地は、敷地面積の15%になるまでの分でありという意味である。
- ・ ただし書後半は、 G_1 が既に準則を満たしている場合であり、生産施設の変更を行っても、特に緑地を設置する必要はない。

③ 環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma}(0.2 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma}(0.2 - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式で、 E 、 E_0 及び E_1 は次の数値とする。（ P 、 γ 、 S については①と同じ）

E	今回の届出によって設置する環境施設の増加面積（純増分）
E_0	（ア）昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の環境施設面積（イ）前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{\frac{P}{\gamma}(0.2 - \frac{E_0}{S})\}$ を超えて設置した環境施設面積（ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.25です。）（ウ）生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分 以上の（ア）（イ）（ウ）を合計した数値。
E_1	今回の届出前の環境施設面積 ただし、今回の届出工事において撤去する環境施設がある場合は、 E のほかに撤去面積分の環境施設を工場敷地内に確保しなければならない。

〔例 1〕

- i) 既存工場である A 工場は敷地面積23,000㎡、生産施設9,000㎡、緑地面積3,000㎡、環境施設3,800㎡の菓子製造工場である。今回、第一工場棟を500㎡増設するので、初めて立地法による届出を行うことになった。この増設は準則計算上可能か。最低限設置しなければならない緑地及び環境施設の面積はどのくらいか。

生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$\gamma = 0.65$$

$$\alpha = 1.2$$

$$S = 23,000$$

$$P_0 = 9,000$$

$$P_1 = 0$$

$$\begin{aligned} \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 &= 0.65 \left(23,000 - \frac{9,000}{0.65 \times 1.2} \right) - 0 \\ &= 0.65 (23,000 - 11,538) \\ &= 7,450 \end{aligned}$$

500 ≤ 7,450 であるから準則に適することになる。

ちなみに、A工場の昭和49年6月28日時点の増設可能面積は7,450㎡である。

《計算上の注意》 算出した値は小数点以下を切り捨てる。

緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$\gamma = 0.65$$

$$G_0 = 3,000$$

$$S = 23,000$$

$$\begin{aligned} \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \frac{500}{0.65} \left(0.15 - \frac{3,000}{23,000} \right) \\ &= 769 (0.15 - 0.13043) \\ &= 769 \times 0.01957 \\ &= 15.04933 \\ &= 16 \end{aligned}$$

従って 16 ㎡以上の緑地を設置しなければならない。

《計算上の注意》 $\frac{G_0}{S}$ の値は小数点第六位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。
(環境施設の場合も同じ。)

環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 500$$

$$\gamma = 0.65$$

$$E_0 = 3,800$$

$$\begin{aligned}
S &= 23,000 \\
\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S}\right) &= \frac{500}{0.65} \left(0.2 - \frac{3,800}{23,000}\right) \\
&= 769(0.2 - 0.16522) \\
&= 769 \times 0.03478 \\
&= 26.74582 \\
&= 27
\end{aligned}$$

従って 27 m²以上の環境施設を設置しなければならない。

☆次回G₀、E₀の算出

A工場は50m²の緑地を新設することにした。

これは環境施設の準則値27を上回っているのでO.K.である。計画値(50)が決まったら次回G₀及びE₀を算出する。

次回G₀の算出

$$\begin{aligned}
G_0 \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\
G_0 \text{ 算入面積} &= 50 - 16 = 34 \\
\text{次回 } G_0 &= \text{今回 } G_0 + G_0 \text{ 算入面積} \text{ なので} \\
\text{次回 } G_0 &= 3,000 + 34 = 3,034
\end{aligned}$$

次回E₀の算出

$$\begin{aligned}
E_0 \text{ 算入面積} &= \text{計画値} - \text{準則値} \\
E_0 \text{ 算入面積} &= 50 - 27 = 23 \\
\text{次回 } E_0 &= \text{今回 } E_0 + E_0 \text{ 算入面積} \text{ なので} \\
\text{次回 } E_0 &= 3,800 + 23 = 3,823
\end{aligned}$$

ii) A工場はその後、第2工場棟のスクラップ&ビルド及び緑地の見直しを行うことになった。

具体的には、第2工場棟3,000m²を建て替えし、生産施設面積2,800m²の工場とする。

緑地は、1,000m²撤去し、1,200m²新設し、また100m²の池を設置する。この計画は、地域準則に適合しているか。

生産施設

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$$

この式に数値をあてはめると

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.65$$

$$\alpha = 1.2$$

$$S = 23,000$$

$$P_0 = 9,000$$

$$P_1 = 500 - 3,000 = -2,500$$

$$\begin{aligned}
\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 &= 0.65 \left(23,000 - \frac{9,000}{0.65 \times 1.2} \right) - (-2,500) \\
&= 0.65(23,000 - 11,538) + 2,500
\end{aligned}$$

$$=7,450+2,500$$

$$=9,950$$

2,800 ≤ 9,950 であるから地域準則に適することになる。

緑地

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S}\right)$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 200 \text{ (増加分)}$$

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.65$$

$$G_0 = 3,034$$

$$S = 23,000$$

$$\begin{aligned} \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S}\right) &= \frac{2,800}{0.65} \left(0.15 - \frac{3,034}{23,000}\right) \\ &= 4,308 (0.15 - 0.13191) \\ &= 4,308 \times 0.01809 \\ &= 78 \end{aligned}$$

200 ≥ 78 であるから地域準則に適することになる。

環境施設

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S}\right)$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 200 + 100 = 300 \text{ (増加分)}$$

$$P = 2,800$$

$$\gamma = 0.65$$

$$E_0 = 3,823$$

$$S = 23,000$$

$$\begin{aligned} \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S}\right) &= \frac{2,800}{0.65} \left(0.2 - \frac{3,823}{23,000}\right) \\ &= 4,308 (0.2 - 0.16622) \\ &= 4,308 \times 0.03378 \\ &= 145.52 \\ &= 146 \end{aligned}$$

300 ≥ 146 であるから地域準則に適することになる。

☆次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 200 - 78 = 122$$

$$\text{次回 } G_0 = 3,034 + 122 = 3,156$$

次回 E_0 の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 300 - 146 = 154$$

$$\text{次回 } E_0 = 3,823 + 154 = 3,977$$

(2) 【既存工場で兼業】

① 生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 α_i 、 S 、 m 及び P_{0i} は次の数値とする。

n	工場が属する業種の数
P_i	昭和49年6月29日以後に行う i 業種に属する生産施設の面積の変更に係わる面積の合計 (設置については+、撤去については-として計算) 注：今回の新設分も含める点で、単一業種の P_1 とは異なっている。
γ_i	i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合 (6 ページ参照)
α_i	i 業種についての既存生産施設用敷地計算係数 (20 ページ参照)
S	敷地面積 (変更があった場合は変更後の面積とする。)
m	昭和49年6月28日における当該工場が属する業種の数
P_{0i}	昭和49年6月29日に設置されている i 業種に属する生産施設の面積、又は設置のための工事が行われている i 業種に属する生産施設の面積

右辺 $S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$ は昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積を表している。左辺 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i}$ は昭和49年6月29日以後設置された生産施設が使用しているとみなされる敷地の面積である。これを比較してみて、後者が前者と同じかそれより小さければ適合している。

② 緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{G_0}{S})$$

ただし、 $G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15 - \frac{G_0}{S}) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、

$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P_j 、 γ_j 、 G_0 及び G_1 は次の数値とする。(n 、 S については①と同じ)

G	今回の届出によって設置する緑地の増加面積 (純増分)
P_j	今回の変更に係る j 業種に属する生産施設の面積 (増設分のみ)
γ_j	j 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合 (6 ページ参照)
G_0	(ア)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の緑地面積 (イ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.15S - \frac{G_0}{S})\}$ を超えて設置した緑地面積 (ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.2です。) (ウ)生産施設の変更とは無関係で緑地の設置が本法により届け出てあればその増加分

(以上の(ア)(イ)(ウ)を合計した数値。)

G₁ 今回の届出前の緑地面積

ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、Gのほかに撤去面積分の緑地を工場敷地内に確保しなければならない。

③ 環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S})$$

ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2S - \frac{E_0}{S}) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、

$0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E_1 \geq 0$ とする。

これらの式において、E、E₀及びE₁は次の数値とする。(n、S、P_j、γ_jについては①及び②と同じ。)

E 今回の届出によって設置する環境施設の増加面積(純増分)

E₀ (ア)昭和49年6月28日時点で設置済又は工事中の環境施設面積 (イ)前回までの生産施設の変更に伴い準則値 $\{\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S})\}$ を超えて設置した環境施設面積(ただし、平成17年3月31日までの準則値は0.25です。) (ウ)生産施設の変更とは無関係で環境施設の設置が本法により届け出てあればその増加分
(以上の(ア)(イ)(ウ)を合計した数値。)

E₁ 今回の届出前の環境施設面積

ただし、今回の届出工事において撤去する緑地がある場合は、Eのほかに撤去面積分の環境施設を工場敷地内に確保しなければならない。

【例2】

i) 既存工場であるB工場は医薬品原薬(γ=0.65 α=1.3)及び医薬品製剤(γ=0.65 α=1.2)を製造している。敷地面積は29,000㎡、生産施設は5,000㎡(原薬製造工場1,600㎡、製剤製造工場3,400㎡)、緑地2,500㎡、環境施設(テニスコート)が500㎡ある。今回、原薬製造工場をスクラップ&ビルドすることになり(スクラップ1,600㎡、ビルド1,700㎡)、第1回目の届出を行うことになった。この計画は準則に適合しているか。緑地及び環境施設はどれだけ設置しなければならないか。

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = m = 2$$

$i = 1, 2$ であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 = 100$$

$$P_2 = 0$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

$$S = 29,000$$

$$P_{01} = 1,600$$

$$P_{02} = 3,400$$

$$\alpha_1 = 1.3$$

$$\alpha_2 = 1.2$$

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{100}{0.65} + \frac{0}{0.65} \\ &= 153.84 + 0 \\ &= 154 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} = 29,000 - \left(\frac{1,600}{0.65 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.65 \times 1.2} \right) \\ &= 29,000 - (1,893 + 4,359) \\ &= 29,000 - 6,252 \\ &= 22,748 \end{aligned}$$

$154 \leq 22,748$ であるから準則に適することになる。

《計算上の注意》 左辺の計算は小数点以下を切り上げる。

緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

$j = 1, 2$ であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = 1,700$$

$$P_2 = 0$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

$$G_0 = 2,500$$

$$S = 29,000$$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) &= \left(\frac{1,700}{0.65} + \frac{0}{0.65} \right) \left(0.15 - \frac{2,500}{29,000} \right) \\ &= (2,615.4 + 0) (0.15 - 0.08621) \\ &= 2,615.4 \times 0.06379 \\ &= 166.83 \\ &= 167 \end{aligned}$$

従って 167 m²以上の緑地を設置しなければならない。

《計算上の注意》 $\frac{G_0}{S}$ の値は小数点第六位を四捨五入し、最後では小数点以下を切り上げる。

(環境施設の場合も同じ。)

環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S})$$

この式に数値をあてはめると

$$E_0 = 2,500 + 500 = 3,000$$

他は緑地と同じ

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} (0.2 - \frac{E_0}{S}) &= (\frac{1,700}{0.65} + \frac{0}{0.65}) (0.2 - \frac{3,500}{29,000}) \\ &= 2,615.4 \times (0.2 - 0.10345) \\ &= 2,615.4 \times 0.09655 \\ &= 252.51 \\ &= 253 \end{aligned}$$

従って 253 m²以上の緑地を設置しなければならない。

☆次回G₀、E₀の算出

B工場は900 m²の緑地を新設することにした。これは緑地の準則値 167 及び環境施設の準則値 253 を上回っているのでO.K. である。計画値 (900) が決まったら次回G₀及びE₀を算出する。(算出の方法は単一業種と同じ)

次回G₀の算出

$$G_0 \text{ 算入面積} = 900 - 167 = 733$$

$$\text{次回} G_0 = 2,500 + 733 = 3,233$$

次回E₀の算出

$$E_0 \text{ 算入面積} = 900 - 253 = 647$$

$$\text{次回} E_0 = 3,000 + 647 = 3,647$$

ii) B工場はその後、原薬製造工場の一部220 m²を製剤製造工場に用途替えし、また製剤製造工場を300 m²増設する。緑地は250 m²撤去し、400 m²新設する。この計画は地域準則に適合しているか。

生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

この式に数値をあてはめると

$$n = 2$$

i = 1、2 であり、1 が原薬、2 が製剤とすると

$$P_1 = -1,600 + 1,700 - 220 = -120$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

右辺については、昭和49年6月28日現在の増設可能敷地面積であるから前回と同じ。

(敷地面積に変更がないかぎり変わらない。)

$$\begin{aligned} \text{左辺} &= \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{-120}{0.65} + \frac{520}{0.65} \\ &= -185 + 800 \\ &= 615 \end{aligned}$$

$$\text{右辺} = 17,814$$

$615 \leq 17,814$ であるから準則に適している。

緑地

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S}\right)$$

この式に数値をあてはめると

$$G = 150 \text{ (増加分)}$$

$$n = 2$$

$j = 1, 2$ であり、1が原薬、2が製剤とすると

$$P_1 = 0$$

$$P_2 = 220 + 300 = 520$$

$$\gamma_1 = 0.65$$

$$\gamma_2 = 0.65$$

$$G_0 = 3,233$$

$$S = 29,000$$

$$\begin{aligned} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S}\right) &= \left(\frac{0}{0.65} + \frac{520}{0.65}\right) \left(0.15 - \frac{3,038}{29,000}\right) \\ &= 800 \times (0.15 - 0.10476) \\ &= 800 \times 0.04524 \\ &= 36.192 \\ &= 37 \end{aligned}$$

$150 \geq 37$ であるから地域準則に適している。

《注》用途替えは実質的に生産施設面積が増えるものではないが、用途替えに際し設備投資が行われるものと考えて、その分に対しても緑地設置義務が生じる。

環境施設

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S}\right)$$

この式に数値をあてはめると

$$E = 150 \text{ (増加分)}$$

$$E_0 = 3,647$$

他は緑地と同じ

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S}\right) = \left(\frac{0}{0.65} + \frac{520}{0.65}\right) \left(0.2 - \frac{3,352}{29,000}\right)$$

$$\begin{aligned}
&= 800 \times (0.2 - 0.11559) \\
&= 800 \times 0.08441 \\
&= 67.528 \\
&= 68
\end{aligned}$$

150 ≥ 68 であるから準則に適している。

☆次回 G_0 、 E_0 の算出

次回 G_0 の算出

$$\begin{aligned}
G_0 \text{ 算入面積} &= 150 - 37 = 113 \\
\text{次回 } G_0 &= 3,233 + 113 = 3,346
\end{aligned}$$

次回 E_0 の算出

$$\begin{aligned}
E_0 \text{ 算入面積} &= 150 - 68 = 82 \\
\text{次回 } E_0 &= 3,647 + 82 = 3,729
\end{aligned}$$

(3) 【新設工場で単一業種】

① 生産施設

$$P \leq \gamma S$$

γ は前述したように生産施設の敷地面積に対する割合であり、業種により、0.3、0.35、0.4、0.45、0.5、0.55、0.6、0.65、0.75の9段階に分かれている。新設工場は、生産施設面積が敷地面積に対して常にこの割合以下でなければならない。(業種別の敷地面積に対する生産施設の面積の割合 (γ) は、6頁参照)

② 緑地

$$G \geq 0.15 S$$

緑地は業種にかかわらず、敷地面積の15%以上設置しなければならない。

③ 環境施設

$$E \geq 0.2 S$$

環境施設 (緑地及び緑地以外の環境施設) は、敷地面積の20%以上設置しなければならない。

(4) 【新設工場で兼業】

① 生産施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

この式において、 n 、 P_i 、 γ_i 、 S の値は次の数値とする。

n 工場が属する業種の数

P_i i 業種に属する生産施設の新設に係る面積及びその面積の変更に係る面積の合計
(設置については+、撤去については-として計算)

γ_i i 業種についての生産施設面積の敷地面積に対する割合

S 敷地面積

②、③ 緑地、環境施設

新設工場は、緑地を敷地面積の15%以上、環境施設を20%以上設置しなければならない。

上の準則計算の計算式の数値（「0.15」「0.2」）（緑地面積率15%、環境施設面積率20%）は、あきる野市工場立地法地域準則条例で定める準工業、工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用しています。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、工場立地に関する準則に定めるとおり、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」（緑地面積率20%、環境施設面積率25%）に変えて計算してください。

6 届出が必要な場合

6-1 届出が必要な場合

工場立地法において、以下のように定められています。

法条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	① 特定工場の <u>新設</u> （敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）
一部改正法 附則第3条 第1項	変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う <u>変更</u>
第7条第1項		③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う <u>変更</u>
第8条第1項		④ ①②③の届出をした者がその後行う <u>変更</u>
第12条第1項	その他	⑤ 氏名等の変更
第13条第3項		⑥ 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継
—		⑦ 特定工場を廃止（移転）する場合

6-1-1 新設の場合

例外なく届出が必要です。（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合を含む。）

6-1-2 変更の場合

「変更」とは次のような場合をいいます。

- ・特定工場における製品を変更するとき。

ただし、届出を必要とするのは、次の場合に限ります。

- a) 日本標準産業分類における三ケタ分類（小分類）に属する業種が、他の三ケタ分類に属する業種となる変更が行われる場合。（ある業種の廃止又は追加の場合を含む。）

- b) 敷地面積に対する生産施設の面積の割合（ γ ）（6頁参照）が変わる業種の変更が行われる場合。
- c) 既存生産施設用敷地計算係数（ α ）（20頁参照）が変わる業種の変更が行われる場合。
- ・ 敷地面積が増加又は減少するとき。
- ・ 建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の変更、緑地等環境施設の面積及び配置の変更のいずれかの変更を伴うとき。
- ・ 生産施設の増設、スクラップ&ビルド等に伴う面積の変更を行うとき。（結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出は必要。）
※スクラップ&ビルドとは、既存生産施設の一部又は全部を土台から撤去し、当該部分を新たに設置し直すことをいう。
- ・ 緑地、環境施設の面積が減少するとき。（一部撤去の場合も届出が必要。）

6-1-3 その他の場合

届出者の名称、住所に係る変更が行われた場合は、届出が必要です。（ただし、単に代表者が変わっただけのときは不要。）

また、届出済特定工場を譲り受け又は借り受けたとき及び届出者の地位に相続又は合併があったときも届出が必要です。

特定工場を廃止するときは、廃止後すみやかに廃止届を提出して下さい。

6-2 届出が必要ない場合

次の場合は届出が必要ありません。次回の届出のときに併せて届出をしてください。

- ・ 単なる空地や駐車場等の緑地等環境施設ではないところをつぶして、事務所等を建設するとき。
- ・ 生産施設の撤去のみを行うとき。
- ・ 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。また、変更がある場合でも、修繕に係る部分の面積の合計が、30㎡未満のとき。
- ・ 既存の生産施設をその状態のままで、緑地等の減少を伴わず他の場所に移設するとき。
- ・ 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行うとき。
- ・ 特定工場に係る緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、当該移設によりそれぞれの面積の減少を伴わないとき（周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）。

7 届出の時期

7-1 実施の制限

法第11条により、届出が受理された日から90日間は、原則として工事に着手してはならないことになっています。（「実施の制限」という。）

新設及び変更の場合、その開始の時点は次のように考えます。

- ・ 新設の場合、敷地の造成工事を伴うものは、その造成工事の着手の時点とする。造成工事を伴わないときは、建築物や緑地等環境施設の設置工事のなかで最初の工事の着手の時点とする。
- ・ 変更の場合で、変更の工事を伴うものはその一連の工事の着手の時点とする。例えば、最初に緑地の撤去を行う場合は、その時点とする。
- ・ 変更の工事を伴わない場合で、売買により敷地面積の変更が行われる場合は、原則として移転

登記の日を変更の日とする。

- ・賃貸借契約により敷地面積の変更が行われる場合は、事実上の使用開始時を変更の日と考える。

7-2 実施の制限期間の短縮

事業者が実施の制限期間の短縮申請を行った場合は、期間を最大30日間まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。（「実施の制限期間の短縮」という。）

8 届出書類

8-1 届出書類一覧表

番号	届出書類の名称	備考	法第6条 第1項 (新設)	第8条 第1項 (変更)	一部改正法附 則第3条第1項 (既存工場が最 初に行う変更)
1	様式第1号 特定工場新設(変更)届出書	代理人による届出の 場合は委任状を添付 のこと	○	○	○
2	様式第16号 特定工場新設(変更)届出及び実施 制限期間の短縮申請書				
3	様式第2号 特定工場新設(変更)の主旨説明書		○	○	○
4	別紙1 特定工場における生産施設の面積		○	△	○
5	別紙2 特定工場における緑地及び環境施 設の面積及び配置		○	△	○
6	別紙3 工業団地の面積並びに工業団地共 通施設の面積及び工業団地の環境 施設の配置	工業団地に新設する 工場のみ提出	○	△	○
7	別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並びに 負担総額及び届出者が負担する費 用	工場集合地の特例の 適用を受けようとする 場合のみ提出	○	△	○
8	様式第3号 特定工場新設(変更)届出調書		○	○	○
9	様式第4号 事業概要説明書		○	△	○
10	様式第5号 生産施設、緑地、緑地以外の環境施 設、その他の主要施設の配置図		○	○	○
11	別紙5 施設利用実績説明書	該当する場合のみ添付	○	○	○
12	様式第6号 特定工場用地利用状況説明書		○	△	○
13	様式第7号 特定工場の新設等のための工事の 日程		○	○	○

14	様式第 8 号 兼業調書	兼業の工場のみ提出	○	△	○
15	様式第 9 号 準則計算表	生産施設の新たな設置がある場合に提出	—	○	○
16	様式第 10 号 準則計算推移表	敷地、生産施設、緑地、環境施設のいずれかの面積に増減がある場合に提出	—	○	○
17	様式第 17 号 氏名（名称、住所）変更届出書	該当する場合に提出	—	—	—
18	様式第 18 号 特定工場承継届出書		—	—	—
19	様式第 19 号 特定工場廃止届出書		—	—	—
20	様式第 12 号 完了報告書	工事完了後に提出	○	○	○
21	別紙 1 届出訂正願	届出に修正があった場合のみ提出	○	○	○
22	委任状（例）	該当する場合に添付	○	○	○

（注）○：必要（又は備考欄に示す場合に該当する場合は必要）

△：変更があった場合のみ必要

8-2 届出のあて先及び部数

- ① あて先は、全ての提出書類について「あきる野市長」です。
- ② 提出部数は 1 部ですが、副本も 1 部作成してください。（提出の際、受付印を押してお返しします。）

8-3 届出書類の様式

番号	届出書類の名称	頁
1	様式第1号 特定工場新設(変更)届出書	38
2	様式第16号 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書	39
3	様式第2号 特定工場新設(変更)の主旨説明書	40
4	別紙1 特定工場における生産施設の面積	41
5	別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	42
6	別紙3 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	43
7	別紙4 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	44
8	様式第3号 特定工場新設(変更)届出調書	45
8	様式第4号 事業概要説明書	46
9	様式第5号 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	47
10	別紙5 施設利用実績説明書	48
11	様式第6号 特定工場用地利用状況説明書	49
12	様式第7号 特定工場の新設等のための工事の日程	50
13	様式第8号 兼業調書	51
14	様式第9号 準則計算表	52
15	様式第10号 準則計算推移表	53
16	様式第17号 氏名(名称、住所)変更届出書	54
17	様式第18号 特定工場承継届出書	55
18	様式第19号 特定工場廃止届出書	56
19	様式第12号 完了報告書	57
20	別紙1 届出訂正願	58
21	委任状(例)	59

あ き る 野 市 長 殿

住 所
届出者 氏名又は名称
代表者氏名
(担 当 者)
電 話 番 号

特定工場新設 (変更) 届出書

工場立地法 (第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項) の規定により、特定工場の新設 (変更) について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒					
2	特定工場における製品 (加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容。電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)						
3	特定工場の敷地面積	変更前	m ²	変更後	m ²		
4	特定工場の建築面積	変更前	m ²	変更後	m ²		
5	特定工場における生産施設の面積			別紙1のとおり			
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙2のとおり			
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり			
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙4のとおり			
9	特定工場の新設 (変更) のための工事の開始の予定日		造成工事等	年 月 日			
			施設の設置工事	年 月 日			
※	整理番号	※ 備 考					
※	受理年月日					年 月 日	
※	審査結果						

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 6欄から8欄について、工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 3 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄 (特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ8欄を、それぞれ除く。) に記載すること。
- 4 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄 (特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなければ8欄を、それぞれ除く。) に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 6 9欄については、埋立て及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 8 標題の該当する条項に下線を引くこと。(文章作成ソフト等で作成する場合は該当しない条項を削除してもよい)

あきる野市長殿

住 所
届出者 氏名又は名称
代表者氏名
(担当者)
電話番号

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書

工場立地法（第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1 特定工場の設置の場所	〒						
2 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容。電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）							
3 特定工場の敷地面積	変更前	m ²	変更後	m ²			
4 特定工場の建築面積	変更前	m ²	変更後	m ²			
5 特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり						
6 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり						
7 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり						
8 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり						
9 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	年 月 日					
	施設の設置工事	年 月 日					
※整理番号	※ 備 考						
※受理年月日					年 月 日		
※審査結果							

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 6欄から8欄について、工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を、それぞれ除く。）に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を、それぞれ除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 9欄については、埋立て及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ実施制限期間の短縮後の工事開始予定日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 標題の該当する条項に下線を引くこと。（文章作成ソフト等で作成する場合は該当しない条項を削除してもよい。）

特定工場新設（変更）の主旨説明書

1 会社概要

（フリガナ）

会社名

資本金（百万円）

郵便番号

住所

設備投資予定額（百万円）

（内用地費）（百万円）

2 新設（変更）の内容（各施設の単位を標準として該当するものに○をつけてください。）

施設	項目			
敷地	増		減	
生産施設	新設	増設（築）	改築（全部・一部）	撤去（全部・一部）
緑地	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）

3 新設（変更）の主旨説明

- 備考
- 1 標題のうち「新設（変更）」については届出に応じ、いずれか該当する文字を○で囲むこと。（文章作成ソフト等で作成する場合は該当しない項目を削除してもよい。）
 - 2 主旨説明については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地、環境施設、製品名等の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 - 3 工場案内等の会社概況説明書があれば添付すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑 地 の 名 称	施 設 番 号	面 積 (㎡)		増 減 面 積
		変 更 前	変 更 後	
緑 地 面 積 の 合 計				
(うち建築物屋上等緑化施設等の面積の合計)				
緑 地 以 外 の 環 境 施 設 の 名 称	施 設 番 号	面 積 (㎡)		増 減 面 積
		変 更 前	変 更 後	
緑 地 以 外 の 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計				
環 境 施 設 の 面 積 の 合 計				

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	㎡
配置について勘案した周辺 の地域の土地利用の状況等 との関係	

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画ごとに緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 施設番号欄には、緑地は「リー1」、緑地以外の環境施設は「カー1」から始まる一連の番号を記載すること。
- 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 5 緑地面積の合計、緑地以外の環境施設的面積の合計及び環境施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全緑地面積、緑地以外の環境施設的面積の合計を記載すること。
- 6 (うち建築物屋上等緑化施設等の面積の合計)欄には、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設的面積の合計を記載すること。なお、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設は、緑地面積の25%まで算入できる。

別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置

工業団地の名称				
工業団地の所在地				
工業団地の面積				m ²
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計				m ²
工業団地共通施設の面積の合計				m ²
うち緑地（様式第1号又は様式第16号の備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積			m ²
	面積			m ²
	面積	m ²	種類	
	面積	m ²	種類	
その他の施設	面積	m ²	種類	
工業団地の配置等に関する概略図その他の説明				

備考 その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称				
隣接緑地等の所在地				
隣接緑地等の面積の合計				m ²
うち緑地（様式第1号又は様式第16号の備考2で区別することとされた緑地を除く。）	面積	m ²		
うち様式第1号又は様式第16号の備考2で区別することとされた緑地	面積	m ²		
うち緑地以外の環境施設	面積	m ²	種類	
事業者の負担する総額	設置費用	円		
	維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用	設置場所	円		
	維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明				

備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用及び維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用及び維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

整理番号 あ第 号		受理年月日 年 月 日		担当者名		緑地の内容	緑地の種類	面積	樹木が生育する区画された土地	m ²	
(届出者)							樹木	面積	樹木が生育する区画されていない土地	m ²	
名称								単独の樹木	面積	建築物屋上等緑化施設等	m ²
所在地									面積	芝生その他の地被植物	m ²
電話番号						緑地以外の環境施設の種類の種類					
(届出工場)						日程	埋立開始	・	生産施設	緑地・環境施設	
名称							用地取得	・	建設着手	・	
設置場所							造成開始	・	操業開始	・	
業種 (細分類番号)						労働力	男		女	計	
主要製品							職員 (管理者、事務従事者)		人	人	
							工員 (生産従事者)		人	人	
面積	敷地	+ △	m ²	工業団地	団地名	川				使用総量 (トン/日)	上水道 (トン/日)
	建築物	+ △	m ²		団地総面積	ha	水	取水源に対する影響		工業用水道 (トン/日)	
	生産施設	+ △	m ²		共通施設の面積	緑地		ha	%	河川表流水 (トン/日)	
	緑地	+ △	m ²			緑地以外の環境施設		ha	%	井戸水 (トン/日)	
	緑地以外の環境施設	+ △	m ²			その他の共通施設		ha	%	その他 (その他の内訳) (トン/日)	
	用途地域 (地域準則の適用)	(適用・不適用)	区域		工場等の敷地面積	ha		%	電力	買電による電力使用量	kWh/月
緑地面積率	%	工業団地	隣接緑地等の名称	工場周辺の状況				公害防止対策の概要と所見	変更点 (該当箇所○)	審査結果	
環境施設面積率	%	工業団地	隣接緑地等総面積	m ²					氏名		
備考			うち緑地面積	m ²					住所		
			うち緑地以外の環境施設面積	m ²					業種		
			事業者の負担する総費用	円					敷地面積		
		届出者の負担する費用	円	建築面積	生産施設面積	緑地面積・配置	緑地以外・配置	その他 ()			





備考 1 地域準則の適用の用途地域の欄には、届出工場の設置場所の用途地域を記載すること。
 2 生産能力及び生産数量は、各々の業績に応じ通常用いる単位で記載すること (例 トン/日、m³/月等)。
 3 公害防止対策の概要と所見欄には、指定地区に限定せず一般的に今回の届出に係る公害防止策を記載すること。
 4 変更に係る届出については、当該変更部分のみ記載すること。
 5 二重線で囲んだ欄は、記入しないこと。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

平面図を使用し、別添にしてもよい。



縮尺 1/

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入すること。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含む。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記すること。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、右表に指定する淡い色彩でそれらの位置及び形状を着色して明示するとともに、特定工場新設(変更)届出書(様式第1号)又は特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式第16号)の別紙1及び別紙2に記載した施設番号を付記すること(色鉛筆で着色のこと。蛍光ペンは不可)。
- | 施設の名称 | 指定色 |
|-----------|-----|
| 生産施設 | 青 |
| 緑地 | 緑 |
| 緑地以外の環境施設 | 黄 |
- 4 変更の届出の場合は、次のとおり変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示すること。
- 新設(変更)の施設  (それぞれの指定色で斜線を引く。) 変更のない施設  (それぞれの指定色で塗る。)
- 撤去の施設  (それぞれの指定色でクロス斜線を引く。) 移設の施設  (それぞれの指定色で斜線を引く。)
- なお、複雑な変更の場合は、当該部分の現状(撤去分等)図面を別に作成し、当該上面に貼付すること。
- また、建築物屋上等緑化施設等は、図面(壁面緑地は立面図)を作成し、添付すること。
- 5 図面には縮尺及び方位を示す記号を記入すること。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあつては二千分の一ないし三千分の一とすること。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、「施設利用実績説明書」(別紙5)に記載するとともに、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付すること。
- 7 環境施設のうち工場立地法施行規則第4条第7号等により工場周辺の地域の生活環境の改善に特に寄与すると認められることをもって環境施設と認められる場合は、当該施設に係る資料を添付すること。

施設利用実績説明書

1 施設の設置日	年 月 日				
2 一般利用を開始した日	年 月 日				
3 過去5年間の利用人数 (従業員を除く)	(単位:人)				
	年	年	年	年	年
4 過去5年間の施設利用 料の徴収実績 (従業員を除く)	(単位:円)				
	年	年	年	年	年

備考 利用者名簿、利用申込書等、各年の1月1日現在において一般の利用に供している実績を証明できる書類がある場合は、その写しを添付すること。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類	工事の日程等									
	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月	年月
造成(埋立て)工事 敷地の増減の移転登記日等										
生産施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
緑地・環境施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
その他の主要施設の 設置工事										

- 備考 1 工事の日程等の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記すること。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程に併せて明記すること。また、生産施設の設置工事又は緑地・環境施設の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載すること。
- 2 施設の名称の欄及び施設番号の欄には、特定工場新設(変更)届出書(様式第1号)又は特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式第16号)の別紙1及び別紙2に記載した生産施設、緑地及び緑地以外の環境施設の名称並びに番号を記載すること。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事又は緑地・環境施設の設置工事のいずれよりも早い場合のみ、当該施設の種類の欄に明記すること。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載すること。

兼 業 調 書

Pi	生産施設の名称	施設番号	生産施設面積 (㎡)			中分類業種名 (細分類番号)	γ	α	備考
			変更前	変更後	増減面積				
P1									
			計						
P2									
			計						
P3									
			計						
P4									
			計						

- 備考 1 兼業の特定工場のみ添付すること。
 2 兼業の数に合わせて、行の増減を適宜行うこと。
 3 表中の備考欄には、共通の生産設備の面積の算定方法等について記載すること。 （例）発電施設は使用電力量によって案分した。

中分類業種名 _____

細分類番号 _____

γ : _____ α : _____

$$(1) \text{ 生産施設 (単一業種) } P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \quad (2 \text{ 以上の業種) } \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

$$(2) \text{ 緑 地 (単一業種) } G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) \quad (2 \text{ 以上の業種) } G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$(3) \text{ 環境施設 (単一業種) } E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) \quad (2 \text{ 以上の業種) } E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

備考 1 上記の準則計算の計算式の数値（「0.15」「0.2」）（緑地面積率15%、環境施設面積率20%）は、あきる野市工場立地法地域準則
条例で定める工業及び準工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用している。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」（緑地面積率20%、
環境施設面積率25%）に変えて計算すること。

2 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号（4桁）を記載すること。

3 2以上の業種に属する特定工場等の場合には、各業種毎の生産施設面積を γ 、 α の値別に整理したもの（兼業調書（様式第8号））を記載
すること。

4 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

5 準則計算推移表（様式第10号）を添付すること。

準 則 計 算 推 移 表

会社工場名					
住 所		〒			
電話番号		()			
担 当 者		代表業種名		団地特例	有・無
細分類番号				集合地特例	有・無
P _{0i}					
γ _i					
α _i					
昭和49年6月28日現在の状況		増設可能敷地面積 (m ²)	計算式	G0 (m ²)	E0 (m ²)

整理番号	業 種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備 考
		当該変更面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	(G0) (m ²)	(次回G0) (m ²)	(E0) (m ²)	(次回E0) (m ²)	
受理年月日								
敷地面積 (m ²)								
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	

整理番号	業 種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備 考
		当該変更面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	(G0) (m ²)	(次回G0) (m ²)	(E0) (m ²)	(次回E0) (m ²)	
受理年月日								
敷地面積 (m ²)								
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	

備考 1 G0 昭和49年6月28日現在の緑地面積
 E0 昭和49年6月28日現在の環境施設面積（緑地面積を含む。）
 2 当該(E)設置 当該変更に伴い設置される緑地（環境施設）の面積
 3 (G0) (E0) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積（環境施設）のうち、当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積を超える面積
 4 G1 (E1) 当該変更後に設置されている緑地（環境施設）の面積の合計

5 次回G0 (次回E0) 当該変更後に設置されている緑地（環境施設）（当該届出前に届けられた緑地（環境施設）の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積の合計を超える面積
 6 表中の備考欄は期間短縮等について記入すること。

あ き る 野 市 長 殿

住 所
届出者 氏 名
又は名称
代表者氏名
(担当者)
電話番号 ()

氏名（名称、住所）変更届出書

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前			
	変 更 後			
変 更 年 月 日	年 月 日	変 更 の 理 由		
※ 整 理 番 号		※受理年月日	年 月 日	
※ 備 考				

- 備考
- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 提出部数：2部
 - 4 添付資料：登記簿謄本の写し1通

あ き る 野 市 長 殿

住 所
届出者 氏 名
又は名称
代表者氏名
(担当者)
電話番号 ()

特 定 工 場 承 継 届 出 書

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
特定工場の設置の場所		承継の年月日	年 月 日	
		承継の原因		
※ 整 理 番 号		※受理年月日	年 月 日	
※ 備 考				

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 提出部数：2部
4 添付資料：新会社の登記簿謄本の写し、譲渡（賃貸）契約書の写し、工場認可書の写し各1通

あ き る 野 市 長 殿

住 所
 届出者 氏 名
 又は名称
 代表者氏名
 (担当者) _____
 電話番号 ()

特 定 工 場 廃 止 届 出 書

特定工場を廃止するので、工場立地法事務取扱要領第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	廃止工場名及び住所				
2	廃止工場の主要製品名				
3	廃止年月日	年 月 日			
4	廃止工場の敷地面積	m ²	5	廃止工場の建築面積	m ²
6	廃止理由				
7	跡地の利用予定	<ul style="list-style-type: none"> ・売却する（全部・一部） ・自社で他事業（賃貸オフィス等）を行う ・未定 ・具体的に： <ul style="list-style-type: none"> ・自社利用する ・地主に返還する 			
工場を移転する場合					
8	移転先住所				
9	新工場の敷地面積	m ²	10	新工場の建築面積	m ²
11	操業開始年月日	年 月 日			
廃止（移転）後の連絡先		〒			
		電話番号		担当者	
備考					

1 日本工業規格A4とすること。

2 提出部数：2部

3 添付資料：東京都環境確保条例に基づく廃止届（市へ提出したもの）の写し1通

あきる野市長 殿

住 所

氏 名

又は名称

代表者氏名

(担当者)

電話番号 ()

完 了 報 告 書

年 月 日付け 第 号で受理通知が交付された工事が完了しましたので、あきる野市工場立地事務取扱要領第3条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 敷地面積 (増 ・ 減)
- 2 建築面積 (増 ・ 減)
- 3 生産施設 (新設 ・ 増設(築) ・ 改築(全部・一部) ・ 撤去(全部・一部))
- 4 緑 地 (新設 ・ 増設 ・ 配置替え ・ 撤去(全部・一部))
- 5 緑地以外の環境施設 (新設 ・ 増設 ・ 配置替え ・ 撤去(全部・一部))
- 6 その他

※ 添付資料

写真(施工前、施工後)及び平面図(撮影ポイントを明示)

別紙1

年 月 日

あ き る 野 市 長 殿

届出者

※氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

届 出 訂 正 願

工場立地法（第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項）の規定により 年 月 日付けをもって提出した届出のうち、下記事項の訂正をお願いします。

記

委 任 状

私は、〇〇〇〇株式会社〇〇工場の工場長〇〇〇〇を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

〇〇〇〇株式会社〇〇工場の工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

年 月 日

〇〇区〇〇 1 - 1 - 1

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

8-4 届出書類の記載例

番号	届出書類の名称	頁
1	様式第1号 特定工場新設(変更)届出書 (様式第16号 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書)	62
2	様式第2号 特定工場新設(変更)の主旨説明書	64
3	別紙1 特定工場における生産施設の面積	66
4	別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	67
5	様式第4号 事業概要説明書	69
6	様式第5号 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図	70
7	様式第6号 特定工場用地利用状況説明書	71
8	様式第7号 特定工場の新設等のための工事の日程	72
9	様式第8号 兼業調書	74
10	様式第9号 準則計算表(単一業種の場合)	75
11	様式第10号 準則計算推移表(単一業種の場合)	76
12	様式第9号 準則計算表(兼業の場合)	78
13	様式第10号 準則計算推移表(兼業の場合)	79

あきる野市長殿

住 所 東京都あきる野市二宮〇〇〇
 氏名又は名称 〇〇〇食品株式会社
 代表者氏名 代表取締役 あきる野 太郎
 (担当者) 〇〇課 あきる野 次郎
 電話番号 042-〇〇〇-〇〇〇〇

①参照 → 届出者

該当する方を○で囲むこと

実務担当者を記入

特定工場新設 (変更) 届出書

備考8参照

工場立地法(第6条第1項・第7条第1項・第8条第1項・工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出ます。

1 特定工場の設置の場所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都あきる野市二宮〇〇〇			
2 特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容。電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	食パン 菓子パン (971) パン製造業			
3 特定工場の敷地面積	変更前	52,564 m ²	変更後	55,568 m ²
4 特定工場の建築面積	変更前	6,892 m ²	変更後	7,352 m ²
5 特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり			
6 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり			
7 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり			
8 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり			
9 特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	年 月 日		
	施設の設置工事	平成24年 4月 1日		
※整理番号	※			
※受理年月日	年 月 日			
※審査結果	備考			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 6欄から8欄について、工場立地法施行規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を、それぞれ除く。)に記載すること。
- 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属さない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を、それぞれ除く。)に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 9欄については、埋立て及び造成工事を行う場合にあっては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工場を行う場合にあっては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等をやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 標題の該当する条項に下線を引くこと。(文章作成ソフト等で作成する場合は該当しない条項を削除してもよい。)

- ① 代理人が届け出る場合は下記のとおり 2段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。
(59頁参照)
代表者及び代理人の両者に変更がない場合は、次回の届出からは委任状の写しを添付すればよい。

〇〇〇工業株式会社 東京都あきる野市二宮〇〇〇 代表取締役 社 長 代理人 〇〇工業株式会社 あきる野工場 東京都あきる野市雨間〇〇〇 あきる野工場長 印

- ② 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てること。別紙1、2等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様にする。
- ③ 9欄では、敷地の増減のみの変更は、「造成工事等」の欄に記入する。
- ④ 短縮申請の場合は、様式第16号(39頁参照)により届け出ること。

特定工場新設（変更）の主旨説明書

1 会社概要

（フリガナ） マルマルマルシヨクヒン
 会社名 ○○○食品株式会社 資本金（百万円） 5,030
 郵便番号 〒○○○-○○○○
 住 所 東京都あきる野市二宮○○○
 設備投資予定額（百万円） 870
 （内用地費）（百万円） 0

(①参照)

2 新設（変更）の内容（各施設の単位を標準として該当するものに○をつけてください。）

施設	項目			
敷地	増		減	
生産施設	新設	増設（築）	改築（全部・一部）	撤去（全部・一部）
緑地	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え	撤去（全部・一部）

3 新設（変更）の主旨説明

届出理由 弊社は以前より手狭であったが、隣地の空地を借地できることになったため、ここに第二菓子パン工場を建設する。また既存敷地内においてもボイラー室を建て替えし、同時に緑地の整備も行い環境の向上を目指す。

変更事項

- 1) 敷地
 - ・借地により敷地増（シー1）3,004 m²
- 2) 生産施設
 - ・ボイラー室のスクラップアンドビルド（セー4）撤去 80 m² 新設 95 m²
 - ・第2菓子パン工場（セー5）新設 1,050 m²
- 3) 緑地
 - ・ボイラー室南（リー3）一部撤去 40 m²
 - ・ボイラー室北（リー4）増設 25 m²
 - ・第2菓子パン工場（リー5）新設 100 m²
 - ・敷地南側（リー6）増設 200 m²
 - ・第2菓子パン工場南側壁（リー7）新設 100 m²
- 4) 緑地以外の環境施設
 - ・テニスコート（カー2）増設 300 m²

- 備考
- 1 標題のうち「新設（変更）」については届出に応じ、いずれか該当する文字を○で囲むこと。（文章作成ソフト等で作成する場合は該当しない項目を削除してもよい。）
 - 2 主旨説明については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地、環境施設、製品名等の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
 - 3 工場案内等の会社概況説明書があれば添付すること。

「2 新設（変更）の内容」の○印のつけ方について

〔敷 地〕

増減がともにある場合は、両方に○をつける。（シー1等の番号）

〔生産施設〕

全体的にとらえるのではなく、施設番号がつけられた生産施設個々についてとらえる。従って複数の項目に○がつくことがある。

「新設」 「セー1」等の番号を新しくつけて、生産施設を設置すること。

「増設（築）」 現在ある生産施設に増設（築）を行うこと。（番号はそのまま面積が増加のみする場合）

「改築（全部）」 工場建屋等の全面的スクラップ&ビルド（番号はそのまま）

「改築（一部）」 工場建屋等の一部のスクラップ&ビルド（番号はそのまま）

「撤去（全部）」 工場建屋等の全面的撤去（番号がなくなる。）

「撤去（一部）」 工場建屋等の一部撤去（番号はそのまま面積が減少する場合）

〔緑地、緑地以外の環境施設〕

考え方は生産施設と同じ。番号がつけられた緑地（緑地以外の環境施設）個々についてとらえる。

「新設」 「リー1」、「カー1」等の番号を新しく付番し、緑地（緑地以外の環境施設）を設置すること。

「増設」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）に増設を行うこと。（番号はそのまま）

「配置替え」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）の区画をそのまま別の場所に移設する。（番号はそのまま面積も変わらない。）

「撤去（全部）」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）の区画を全部撤去すること。（番号がなくなる。）

「撤去（一部）」 現在ある緑地（緑地以外の環境施設）の区画を一部撤去すること。（番号はそのまま面積が減少する場合）

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積 備考1参照 備考2参照 増減の差引計算はしないこと

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
		変更前	変更後	
低木地 正門東側	リー1	180	180	
樹林地 敷地北側周辺部 (運動場)	リー2	800	800	
	①参照	(200)	(200)	
芝生・低木混合 ボイラー室南	リー3	80	40	△ 40
低木地 ボイラー室北	リー4	35	60	+25
芝生 第二菓子パン工場まわり	リー5	なし	100	+100
高木地 敷地南側	リー6	100	300	+200
壁面緑地 第二菓子パン工場南側側壁	リー7	なし	100	100
緑地面積の合計		1,195	1,580	△40 +425
(うち建築物屋上等緑化施設等の面積の合計)		(0)	(100)	(100)
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
		変更前	変更後	
池	カー1	180	180	
テニスコート	カー2	700	1,000	+300
《武道室》	(カー3)	(300)	(300)	
緑地以外の環境施設の面積の合計		1,180	1,480	△0 +300
環境施設の面積の合計		2,375	3,060	△40 +725

備考5参照

算入できる面積の上限

2 環境施設の配置 「敷地周辺部」については11頁参照

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2の一部、リー6、カー1、カー2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	1,760
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	③参照

備考 1 緑地の名称の欄には、区画ごとに緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
 2 施設番号欄には、緑地は「リー1」、緑地以外の環境施設は「カー1」から始まる一連の番号を記載すること。
 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
 5 緑地面積の合計、緑地以外の環境施設的面積の合計及び環境施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全緑地面積、緑地以外の環境施設的面積の合計を記載すること。
 6 (うち建築物屋上等緑化施設等の面積の合計) 欄には、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設的面積の合計を記載すること。なお、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設は、緑地面積の25%まで算入できる。

- ① 緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生成する緑地で囲まれている場合、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条第1号（あきる野市工業立地法地域準則条例第2条第2号ア）の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定するが、この場合は当該施設の種類及び面積（内数）を（ ）書きで付記すること。
- ② 環境施設に専ら従業員用に供する体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の名称及び面積（外数）を最後に（ ）書きで記載すること。（地域住民開放型の屋内運動施設、教養文化施設の場合も同様）
- ③ 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が当該する場合は、「カー2の一部」のように記載すること。

事業概要説明書

備考2参照

1	生産開始の日 昭和35年 1月 20日 （平成22年 10月 10日）								
2	主要製品別生産能力及び生産数量 ← 備考1参照								
	製 品 名		生 産 能 力			生 産 数 量			
	熱分析装置 ガス分析器		15,000台/月 10,000台/月			10,000台/月 7,000台/月			
3	水源別工業用水使用量 計 600（単位：t/日）								
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水		
	300			300					
4	電力の使用量 計 20,000（単位：kWh/日）								
	買電による電力使用量				自家発電による電力使用量				
	20,000								
5	従業員数 ← 備考3参照 315（単位：人）								
	職 員	男	30	工 員	男	150	計	男	180
		女	15		女	120		女	135





- 備考 1 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載すること。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を括弧内に併記すること。
- 2 生産能力（フル稼働時）及び生産数量（最近の実績）は、各々の業種に応じ、通常用いる単位で記載すること。
（例 トン/日、 m³/月等）
- 3 従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人を含めること。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図

平面図を使用し、別添にしてもよい。



縮尺 1/

- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入すること。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含む。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記すること。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、右表に指定する淡い色彩でそれらの位置及び形状を着色して明示するとともに、特定工場新設(変更)届出書(様式第1号)又は特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式第16号)の別紙1及び別紙2に記載した施設番号を付記すること(色鉛筆で着色のこと。蛍光ペンは不可)。
- | 施設の名称 | 指定色 |
|-----------|-----|
| 生産施設 | 青 |
| 緑地 | 緑 |
| 緑地以外の環境施設 | 黄 |
- 4 変更の届出の場合は、次のとおり変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示すること。
- 新設(変更)の施設  (それぞれの指定色で斜線を引く。) 変更のない施設  (それぞれの指定色で塗る。)
- 撤去の施設  (それぞれの指定色でクロス斜線を引く。) 移設の施設  (それぞれの指定色で斜線を引く。)
- なお、複雑な変更の場合は、当該部分の現状(撤去分等)図面を別に作成し、当該上面に貼付すること。
- また、建築物屋上等緑化施設等は、図面(壁面緑地は立面図)を作成し、添付すること。
- 5 図面には縮尺及び方位を示す記号を記入すること。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場にあつては千分の一ないし二千分の一、500ha以上の工場にあつては二千分の一ないし三千分の一とすること。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、「施設利用実績説明書」(別紙5)に記載するとともに、当該施設の利用規定及びその周知方法を記載した書類を添付すること。
- 7 環境施設のうち工場立地法施行規則第4条第7号等により工場周辺の地域の生活環境の改善に特に寄与すると認められることをもって環境施設と認められる場合は、当該施設に係る資料を添付すること。

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類	工事の日程等									
	24年 1月	24年 2月	24年 3月	24年 4月	24年 5月	24年 6月	24年 7月	25年 1月	25年 2月	25年 3月
造成(埋立て)工事 敷地の増減の移転登記日等			2/1 ←→ 増	2/28						
生産施設の設置工事	備考1参照									
施設の名称	施設番号									
ボイラー室	セー4									
第2菓子パン工場	セー5									
	2/1		4/1	4/20	5/30					
				←→ 撤去	←→ 新設			1/31		
緑地・環境施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
ボイラー室南	リー3									
ボイラー室北	リー4									
第2菓子パン工場まわり	リー5									
敷地南側	リー6									
第2菓子パン工場南側壁	リー7									
テニスコート	カー2									
			4/1	4/20						
			←→ 一部 撤去	←→ 撤去	5/1	5/30				
					←→ 増設					
					←→ 増設					
								1/15	2/10	
								←→ 新設	←→ 新設	
								1/10	2/10	
			2/1	2/28						
			←→ 増設							
その他の主要施設の 設置工事	備考3参照									
汚水処理装置(アー1)								1/10	1/31	
								←→ 移設		

- 備考 1 工事の日程等の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記すること。
 なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程に併せて明記すること。また、生産施設の設置工事又は緑地・環境施設の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載すること。
- 2 施設の名称の欄及び施設番号の欄には、特定工場新設(変更)届出書(様式第1号)又は特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(様式第16号)の別紙1及び別紙2に記載した生産施設、緑地及び緑地以外の環境施設の名称並びに番号を記載すること。
- 3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事又は緑地・環境施設の設置工事のいずれよりも早い場合のみ、当該施設の種類の欄に明記すること。
- 4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載すること。

緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとすること。ただし、次のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合はこの限りではない。

- ア 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合
- イ 樹木の植栽適時が生産施設の運転開始時までに到来しない場合
- ウ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合

●兼業の特定工場のみ添付してください。

様式第8号（第3条関係）

兼 業 調 書

Pi	生産施設の名称	施設番号	生産施設面積 (㎡)			中分類業種名 (細分類番号)	γ	α	備考
			変更前	変更後	増減面積				
P1	第1医薬品原薬工場 第2医薬品原薬工場 ボイラー室	セー1	3,000	3,000	0	医薬品原薬製造業 (1651)	65/100	1.3	共通の生産施設の 面積の算定方法等 について記載して ください。 (例) 発電施設は 使用電力量により 按分した。
		セー2	1,400	1,400	0				
		セー3	150	150	0				
		計	4,550	4,550	0				
P2	第1医薬品製剤工場 第2医薬品製剤工場	セー2	1,000	973	△1,000 +973	医薬品製剤製造業 (1652)	65/100	1.2	
		セー3	1,100	1,100	0				
		計	2,100	2,073	△27				
P3									
		計							
P4									
		計							

備考 1 兼業の特定工場のみ添付すること。

2 兼業の数に合わせて、行の増減を適宜行うこと。

3 表中の備考欄には、共通の生産設備の面積の算定方法等について記載すること。 (例) 発電施設は使用電力量によって案分した。

(例1) 76頁の届出中、20.6.16の事例をもとに算出した。

様式第9号(第3条関係)

準 則 計 算 表

単一業種の場合

中分類業種名 分析機器製造業

細分類番号 2735

γ : 0.65 α : 1.2

(1) 生産施設(単一業種) $P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$

P = 500

S = 27,325

P_0 = 3,820

P_1 = 770 - 98 - 600 - 400
= -328

$\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1$

= 0.65 $\left(27,325 - \frac{3,820}{0.65 \times 1.2} \right) - (-328)$

= 0.65 (27,325 - 4,897.4) + 328

= 14,577.94 + 328

= 14,905.94 / (少数点以下切り捨て)

= 14,905

500 ≤ 14,905 であるから適している。

(2) 緑 地(単一業種) $G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$

G = 280

P = 500

G_0 = 1,126

S = 27,325

$\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{500}{0.65} \left(0.15 - \frac{1,126}{27,325} \right)$

= 769.2 × (0.15 - 0.04121)

= 769.2 × 0.10879

= 83.6812

= 84

280 ≥ 84 であるから適している。

G_0 算入面積 = 280 - 84 = 196

次回 G_0 = 1,126 + 196 = 1,322

(3) 環境施設(単一業種) $E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$

E = 480

P = 500

E_0 = 1,662

S = 27,325

$\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{500}{0.65} \left(0.2 - \frac{1,662}{27,325} \right)$

= 769.2 × (0.2 - 0.06082)

= 769.2 × 0.13918

= 107.0572

= 108

480 ≥ 108 であるから適している。

E_0 算入面積 = 480 - 108 = 372

次回 E_0 = 1,662 + 372 = 2,034

備考 1 上記の準則計算の計算式の数値(「0.15」「0.2」(緑地面積率15%、環境施設面積率20%)は、あきる野市工場立地法地域準則条例で定める工業及び準工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用している。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」(緑地面積率20%、環境施設面積率25%)に変えて計算すること。

2 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4桁)を記載すること。

3 2以上の業種に属する特定工場等の場合には、各業種毎の生産施設面積を γ 、 α の値別に整理したもの(兼業調書(様式第8号))を記載すること。

4 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

5 準則計算推移表(様式第10号)を添付すること。

準 則 計 算 推 移 表 （単一業種の場合）

会社工場名	△△工業(株) 東京(工場)			
住所 電話番号	〒□□□-□□□□ あきる野市二宮○○○			
担当者 細分類番号	3116	2735	代表業種名	
P _{0i}	3,820	3,820	団地特例	有・ 無
① γ _i	0.4	0.65	集合地特例	有・ 無
α _i	1.2	1.2		1
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積 (m ²)		計算式	G0 (m ²) E0 (m ²)
	7,746		$0.4 \left[27,325 - \frac{3,820}{0.4 \times 1.2} \right]$	1,003 1,547

整理番号 受理年月日 敷地面積 (m ²)	業 種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備 考
		当該変更面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	(G0) (m ²)	(次回G0) (m ²)	(E0) (m ²)	(次回E0) (m ²)	
16東第15号	3116	770 △98	4,492	640 △252	5	690 △252		
16.7.16				388	1,391	438	1985	
27,325				(73)	(1,076)	(65)	(1612)	
16東第25号	3116	△600	3,892	250 △200		250 △200		
17.1.26				50	1,441	50	2035	
27,325				(50)	(1,126)	(50)	(1662)	
20東第3号	2735	500 △400	3,892	400 △120		600 △120		
20.6.16				280	1,721	480	2515	
27,325				(196)	1322	(372)	(2034)	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	

備考 1 G0 昭和49年6月28日現在の緑地面積
E0 昭和49年6月28日現在の環境施設面積（緑地面積を含む。）
2 当該(E)設置 当該変更に伴い設置される緑地（環境施設）の面積
3 (G0) (E0) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積（環境施設）のうち、当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積を超える面積
4 G1 (E1) 当該変更後に設置されている緑地（環境施設）の面積の合計

整理番号 受理年月日 敷地面積 (m ²)	業 種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備 考
		当該変更面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	(G0) (m ²)	(次回G0) (m ²)	(E0) (m ²)	(次回E0) (m ²)	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	

5 次回G0 (次回E0) 当該変更後に設置されている緑地（環境施設）（当該届出前に届けられた緑地（環境施設）の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積の合計を超える面積
6 表中の備考欄は期間短縮等について記入すること。

- ① P_{0i} …i業種について昭和49年6月28日現在設置済又は工事中であった生産施設面積
 γ_i …i業種の生産施設面積率
 α_i …i業種の既存生産施設用敷地計算係数
- ② 単一業種の場合は「増設可能敷地面積」の欄は「増設可能生産施設面積」としてとらえてください。
- ☆計算式：単一業種 $\gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right)$
- ③ 整理番号と受理年月日は、受理通知書が届いてから記入してください。
- ※ 届出毎にこの表を作成して下さい。(敷地面積の変更のみの場合等も作成するようにして下さい。)

左の推移表は、昭和49年6月29日現在、敷地面積27,325㎡、生産施設面積3,820㎡、緑地面積1,003㎡、環境施設面積1,547㎡であった工場が3回の変更届出を行ってきた場合である。

- 1回目 生産施設……………770㎡の増設と98㎡の撤去
 緑地……………640㎡の増設と252㎡の撤去 (388㎡の増)
 緑地以外の環境施設……………50㎡の増設
- 2回目 生産施設……………600㎡の増設
 緑地……………250㎡の増設と200㎡の撤去 (50㎡の増)
 緑地以外の環境施設……………変更なし
- 3回目 生産施設……………スクラップ&ビルド (500㎡の増と400㎡の減)
 緑地……………400㎡の増設と120㎡の撤去 (280㎡の増)
 緑地以外の環境施設……………200㎡の増設
- (3回目の届出は75頁の準則計算表と対応している。)

(例2) 79頁の届出中、20.6.25の事例をもとに算出した。

様式第9号(第3条関係)

準 則 計 算 表

兼業の場合

中分類業種名 医薬品製造業

細分類番号 1651、1652

γ : 0.65 α : 1.3, 1.2

(1) 生産施設(単一業種)

$$(2以上の業種) \quad \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

$n = m = 2$

$i = 1, 2$

$P_1 = -1,600 + 1,700 - 220 - 40 + 170 = 10$

$P_2 = 520 - 50 + 125 = 595$

$\gamma_1 = 0.65$

$\gamma_2 = 0.65$

$S = 29,000$

$P_{01} = 1,600$

$P_{02} = 3,400$

$\alpha_1 = 1.3$

$\alpha_2 = 1.2$

$$\begin{aligned} \text{右辺} &= S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i} = 29,000 - \left(\frac{1,600}{0.65 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.65 \times 1.2} \right) \\ &= 29,000 - (1,893.4 + 4,358.9) \\ &= 29,000 - 6,252.3 \\ &= 22,747 \end{aligned}$$

$$\text{左辺} = \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} = \frac{10}{0.65} + \frac{595}{0.65}$$

$= 15.38 + 915.38$

$= 930.76 /$ (小数点以下切り捨て)

$= 930$

$930 \leq 22,747$ であるから準則に適している。

(2) 緑 地(単一業種)

$$(2以上の業種) \quad G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$n = 2$

$j = 1, 2$

$P_1 = 170$

$P_2 = 125$

$\gamma_1 = 0.65$

$\gamma_2 = 0.65$

$G_0 = 2,868$

$S = 29,000$

$G = 150$

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) = \left(\frac{170}{0.65} + \frac{125}{0.65} \right) \left(0.15 - \frac{2,868}{29,000} \right)$$

$= (261.5 + 192.3) (0.15 - 0.09890)$

$= 453.8 \times 0.0511$

$= 24$

$150 \geq 24$ であるから適している。

G_0 算入面積 $= 150 - 24 = 126$

次回 $G_0 = 2,868 + 126 = 2,994$

(3) 環境施設(単一業種)

$$(2以上の業種) \quad E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$E = 550$

$E_0 = 3,131$

他は緑地と同じ

$$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) = \left(\frac{170}{0.65} + \frac{125}{0.65} \right) \left(0.2 - \frac{3,131}{29,000} \right)$$

$= (261.5 + 192.3) (0.2 - 0.10797)$

$= 453.8 \times 0.09203$

$= 42$

$550 \geq 42$ であるから適している。

E_0 算入面積 $= 550 - 42 = 508$

次回 $E_0 = 3,131 + 508 = 3,639$

備考 1 上記の準則計算の計算式の数値(「0.15」「0.2」(緑地面積率15%、環境施設面積率20%)は、あきる野市工場立地法地域準則条例で定める工業及び準工業の工業系地域に立地する特定工場に適用する数値を使用している。

工業系以外の地域に立地する特定工場については、上記の式の「0.15」を「0.2」に、「0.2」を「0.25」(緑地面積率20%、環境施設面積率25%)に変えて計算すること。

2 業種については、日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号(4桁)を記載すること。

3 2以上の業種に属する特定工場等の場合には、各業種毎の生産施設面積を γ 、 α の値別に整理したもの(兼業調書(様式第8号))を記載すること。

4 計算は小数点第6位を四捨五入すること。

5 準則計算推移表(様式第10号)を添付すること。

会社工場名	△△工業(株) 東京(工場)			
住所 電話番号	〒□□□-□□□□ あきる野市二宮○○○			
担当者 細分類番号	代表業種名 医薬品製造業			団地特例 有・ 無
	1761	1762	1651	1652
P _{0i}	1,600	3,400	1,600	3,400
① γ _i	0.3	0.4	0.65	0.65
α _i	1.3	1.2	1.3	1.2
昭和49年6月28日現在の状況	増設可能敷地面積 (m ²) 計算式 29,000 - $\frac{1,600}{0.3 \times 1.3} + \frac{3,400}{0.4 \times 1.2}$			G0 (m ²) E0 (m ²) 2,500 3,000

整理番号 受理年月日 敷地面積 (m ²)	業 種	④ 生産施設面積		③	変更後G1	当該E設置	変更後E1	⑥ 備 考
		当該変更面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	(G0) (m ²)	(次回G0) (m ²)	(E0) (m ²)	(次回E0) (m ²)	
16東第20号	1761	1700 △1600	1,700	900	5	900		
16.9.13	1762		3,400	900	3,400	900	3,900	
29,000				(255)	(2,755)	(69)	(3,069)	
16東第30号	1761	△220	1,480	400 △150		400 △150		
17.2.16	1762	520	3,920	250	3,650	250	4,150	
29,000				(113)	(2,868)	(62)	(3,131)	
20東第5号	1651	170 △40	1,610	400 △250		800 △250		
20.6.25	1652	125 △50	3,995	150	3,800	550	4,700	
29,000				(126)	(2,994)	(508)	(3,639)	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	

備考 1 G0 昭和49年6月28日現在の緑地面積
E0 昭和49年6月28日現在の環境施設面積（緑地面積を含む。）
2 当該(E)設置 当該変更に伴い設置される緑地（環境施設の面積）
3 (G0) (E0) 当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積（環境施設）のうち、当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積を超える面積
4 G1 (E1) 当該変更後に設置されている緑地（環境施設）の面積の合計

整理番号 受理年月日 敷地面積 (m ²)	業 種	生産施設面積		当該G設置	変更後G1	当該E設置	変更後E1	備 考
		当該変更面積 (m ²)	変更後面積 (m ²)	(G0) (m ²)	(次回G0) (m ²)	(E0) (m ²)	(次回E0) (m ²)	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	
・				()	()	()	()	

5 次回G0 (次回E0) 当該変更後に設置されている緑地（環境施設）（当該届出前に届けられた緑地（環境施設）の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地（環境施設）の面積の合計を超える面積
6 表中の備考欄は期間短縮等について記入すること。

- ① P_{0i} …i業種について昭和49年6月28日現在設置済又は工事中であった生産施設面積
 γ_i …i業種の生産施設面積率
 α_i …i業種の既存生産施設用敷地計算係数

② ☆計算式： 兼 業 $S = \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$

③ 整理番号と受理年月日は、受理通知書が届いてから記入してください

④ 兼業の場合の生産施設の面積の欄は業種ごとに区分して記入してください。

その場合、業種の欄に分類番号を記載してください

※ 届出毎にこの表を作成してください。(敷地面積の変更のみの場合等も作成するようにしてください。)

左の推移表は、2つの業種をもつ兼業工場が3回の変更届出を行った場合の例である。
 昭和49年6月29日現在、29,000㎡敷地面積、生産施設（医療品原薬製造工場1,600㎡、医療品製剤製造工場3,400㎡）、緑地2,500㎡、緑地以外の環境施設（テニスコート500㎡）である。

3回目の届出は以下のとおりであり、78頁の準則計算表と対応している。

医療品原薬工場のスクラップ&ビルド（170㎡の増設と40㎡の減）

医療品製剤工場のスクラップ&ビルド（125㎡の増設と50㎡の減）

緑 地 400㎡の増設と250㎡の減（150㎡の増）

緑地以外の環境施設 バレーコート（400㎡）の施設

9 あきる野市工場立地法地域準則条例

- 9-1 あきる野市工場立地法地域準則条例（平成 25 年条例第 5 号）
- 9-2 あきる野市工場立地法に係る届出事務処理要領
- 9-3 壁面緑地に関する基準
- 9-4 壁面緑地の面積の算定例
- 9-5 施工例

9-1 あきる野市工場立地法地域準則条例

平成25年3月28日

条例第5号

改正 平成29年3月29日条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(平29条例8・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特定工場 製造業等に係る工場又は事業場（電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものを除く。）であって、1の団地内における敷地面積が9千平方メートル以上又は建築物の建築面積の合計が3千平方メートル以上であるものをいう。

(2) 緑地 次に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

ア 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの

イ 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が覆われている土地又は建築物屋上等緑化施設

(3) 緑地以外の環境施設 次に掲げる土地又は施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するよう管理がなされるものとする。

ア 次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分を除く。）

(ア) 噴水、水流、池その他の修景施設

(イ) 屋外運動場

(ウ) 広場

(エ) 屋内運動施設

(オ) 教養文化施設

(カ) 雨水浸透施設

(キ) 太陽光発電施設

(ク) (ア) から (キ) までに掲げる施設のほか、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの

イ 太陽光発電施設のうち建築物等施設の屋上その他の屋外に設置されるもの（緑地又はアに規定する土地と重複するものを除く。）

(区域)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項

第1号の準工業地域及び工業地域（以下「対象区域」という。）とする。

（平29条例8・一部改正）

（緑地面積等の敷地面積に対する割合）

第4条 法第4条の2第1項に規定する割合は、次に掲げる割合とする。

（1） 対象区域に存する特定工場の緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）は、100分の15以上の割合とする。

（2） 対象区域に存する特定工場の緑地及び緑地以外の環境施設（以下これらを「環境施設」という。）の面積の敷地面積に対する割合は、100分の20以上の割合とする。

（平29条例8・一部改正）

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第5条 緑地面積率の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は第2条第3号ア（キ）に掲げる施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の25の割合まで緑地の面積に算入することができるものとする。

（敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にまたがる場合の適用）

第6条 1の特定工場の敷地が対象区域及び対象区域以外の区域にまたがる場合において、それぞれの区域に存する敷地の当該特定工場の敷地の全部に占める面積の割合（以下「割合」という。）につき、対象区域に存する敷地の割合が対象区域以外の区域に存する敷地の割合を上回るときは、この条例の規定を当該特定工場の敷地の全部について適用する。

（他条例との関係）

第7条 第3条から前条までの規定は、緑地に関する届出に係る東京都の条例又は市の他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 対象区域に存する昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場等」という。）において生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第4条各号の規定に適合する緑地の面積及び環境施設の面積の算定は、それぞれ次に掲げる式によって行うものとする。

（1） 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積

ア 当該既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合（以下「単業種の場合」という。）

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし、} \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0 \text{ のときは } G \geq$$

$0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

既存工場等が、（ア）及び（イ）のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないと市長が認める場合には、算定式により求められる緑地の面積に満たなくとも建替えをすることができるものとする。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限る（（１）イにおいて同じ。）。

（ア） 対象工場要件

a かつ b に該当する場合

a 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しがあること。

b 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積が一定量改善されること。

（イ） 生活環境保全等要件

a から c までのいずれかに該当する場合

a 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築又は更新

b 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更

c 準工業地域又は工業地域に立地し、周辺に住宅等がないこと。

イ 当該既存工場等が法準則別表第 1 の上欄に掲げる 2 以上の業種に属する場合（以下「兼業の場合」という。）

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし、} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0 \text{ のときは } G \geq$$

$0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

（２） 当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積

ア 単業種の場合

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし、} \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0 \text{ のときは } E \geq 0.2S -$$

E_1 とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

既存工場等が、（ア）及び（イ）のいずれの要件とも満たし、周辺の地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないと市長が認める場合には、算定式により求められる環境施設の面積に満たなくとも建替えをすることができるものとする。ただし、ビルド面積がスクラップ面積を超えない部分に限る（（２）イにおいて同じ。）。

（ア） 対象工場要件

a かつ b に該当する場合

a 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺の地域の生活環境の保全に資する見通しが

あること。

- b 建替後に環境施設の整備に最大限の努力をして環境施設面積が一定量改善されること。

(イ) 生活環境保全等要件

a から c までのいずれかに該当する場合

- a 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築又は更新
b 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺の地域の生活環境に配慮した配置への変更
c 準工業地域又は工業地域に立地し、周辺に住宅等がないこと。

イ 兼業の場合

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$\text{ただし、} \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0 \text{ のときは } E \geq$$

$0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

この項の式においてG、P、 γ 、 G_0 、S、 G_1 、n、 P_j 、 γ_j 、E、 E_0 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係るj業種に属する生産施設的面積

γ_j j業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設的面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設的面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

附 則（平成29年条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

9-2 あきる野市工場立地法に係る届出事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）、工場立地法施行令（昭和49年政令第29号）、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）及びあきる野市工場立地法地域準則条例（平成25年あきる野市条例第5号。以下「条例」という。）に規定する特定工場に係る届出の手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、法及び条例に定めるところによる。

(新設等の届出)

第3条 法第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項並びに一部改正法附則第3条第1項に規定する届出を行おうとする者は、特定工場の新設又は変更を行おうとする日の90日前までに、特定工場新設（変更）届出書（様式第1号）に法第6条第2項（法第7条第2項及び法第8条第2項において準用される場合を含む。）の規定により次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 特定工場新設（変更）の主旨説明書（様式第2号）
- (2) 特定工場新設（変更）届出調書（様式第3号）
- (3) 省令第6条第2項第1号に規定する事業概要説明書（様式第4号）
- (4) 省令第6条第2項第2号に規定する生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図（様式第5号）
- (5) 省令第6条第2項第3号に規定する特定工場用地利用状況説明書（様式第6号）
- (6) 省令第6条第2項第8号に規定する特定工場の新設等のための工事の日程（様式第7号）
- (7) 兼業調書（様式第8号）（当該届出を行おうとする者が2以上の業種に属する場合に限る。）

2 前項の届出が、昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場の変更に係るものである場合は、法準則の備考1から3まで（当該特定工場が条例第3条に規定する対象区域内にある場合にあつては条例附則第2項）に規定する計算を行い、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 準則計算表（様式第9号）
- (2) 準則計算推移表（様式第10号）

3 市長は、第1項の届出があつたときは、その内容を確認し、当該届出をした者（以下「届出者」という。）に対し、受理通知書（様式第11号）を交付するものとする。

4 届出者は、第1項の届出の工事が完了した場合は、完了報告書（様式第12号）により遅滞なく市長に報告しなければならない。

(届出書類の省略)

第4条 前条第1項の変更の届出において、既に届け出た事項の中で変更しないものがある場合は、当該変更しない事項に係る届出書類を省略することができる。

(勧告)

第5条 法第9条第1項の勧告は、工場立地法第9条第1項による勧告書（様式第13号）により行う

ものとする。

- 2 法第9条第2項の勧告は、工場立地法第9条第2項による勧告書（様式第14号）により行うものとする。

（変更命令）

第6条 法第10条第1項に規定する変更命令は、工場立地法第10条第1項による変更命令書（様式第15号）により行うものとする。

（実施制限期間の短縮）

第7条 市長は、第3条1項の届出の事項が、法第9条第1項各号及び第2項各号に該当しないと認められるときは、法第11条第1項に規定する実施制限期間を新設又は変更の予定の日の30日前までに短縮することができる。

- 2 市長は、前項による期間の短縮をする場合は、特定工場新設（変更）届出書に替えて特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式第16号）により申請させるものとする。

（氏名等の変更の届出）

第8条 届出者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、氏名（名称、住所）変更届出書（様式第17号）により市長に届け出なければならない。

（承継の届出）

第9条 届出者の地位を承継した者は、特定工場承継届出書（様式第18号）により市長に届け出なければならない。

（廃止届）

第10条 届出者は、特定工場の敷地面積を9,000平方メートル若しくは建築面積を3,000平方メートル以下にするととき又は特定工場を廃止するときは、特定工場廃止届出書（様式第19号）により市長に届け出なければならない。

9-3 壁面緑地に関する基準

(壁面緑地)

第1 建築物等施設の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面（以下「壁面」という。）に設けられる工場立地法施行規則第3条の基準に適合する緑化施設を壁面緑地とする。

(壁面緑地の面積の算定)

第2 壁面緑地の面積は、別表により算出される面積とし、壁面が垂直面に対し45度以内の角度で傾斜している場合は、原則としてその垂直投影面積とする。

別表

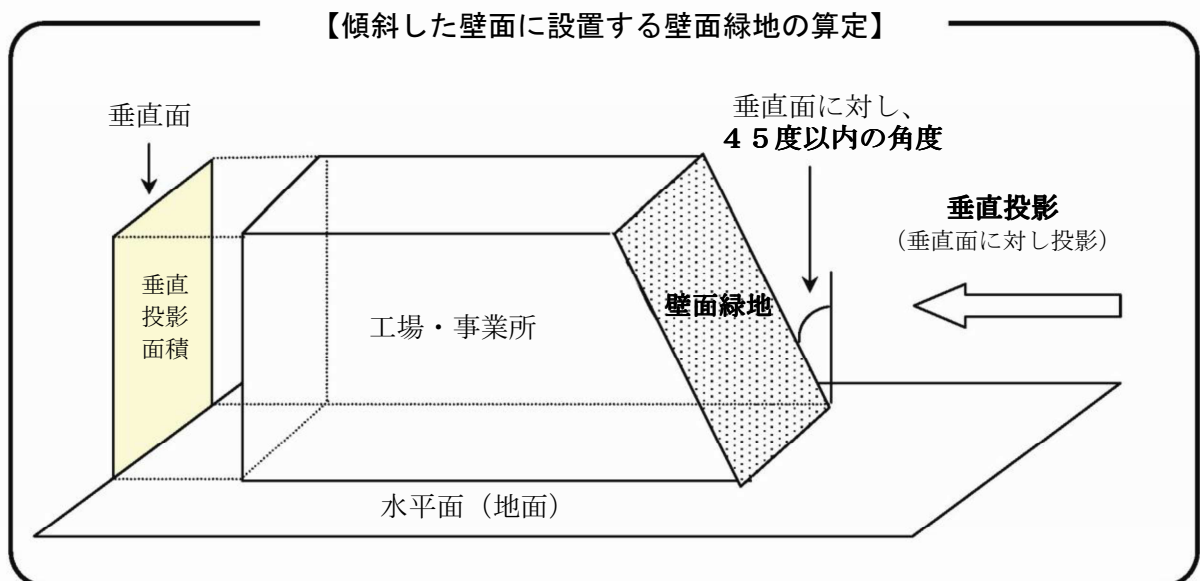
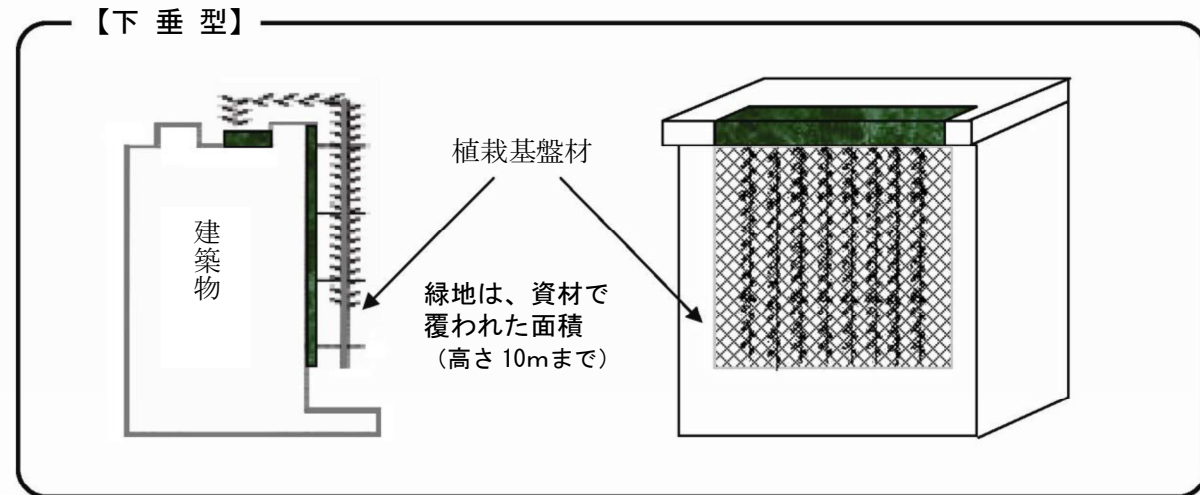
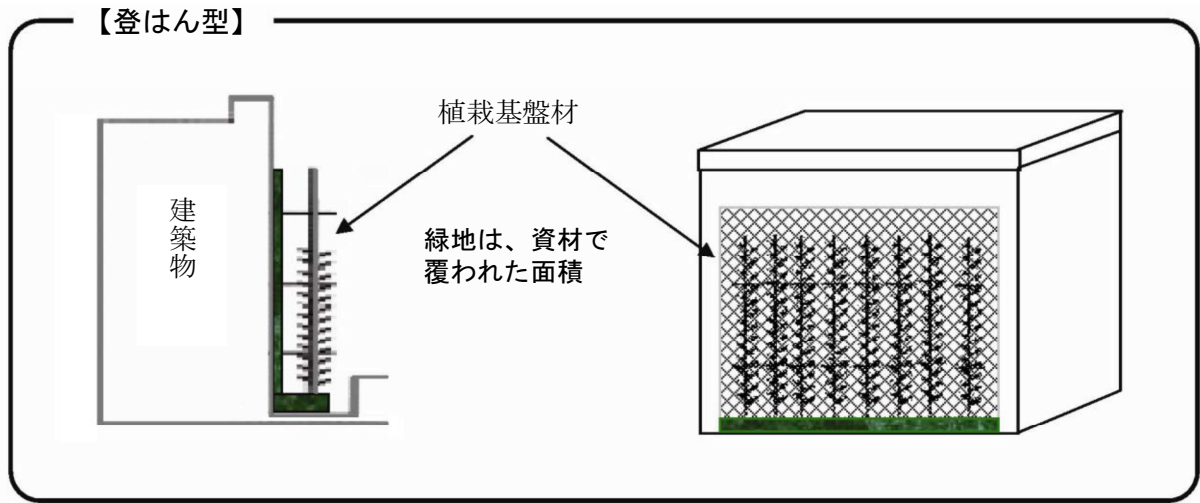
	壁面登はん型	壁面下垂型
補助資材あり	1 補助資材で覆われた面積	1 補助資材で覆われた面積 ただし、面積の算定上の高さは、最長で下垂高10メートルまでとする。
補助資材なし	1 植栽時にツル植物の長さが1メートル未満の場合、面積の算定上の高さは、緑地帯から1メートルとする。 2 植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合、面積の算定上の高さは、その長さとする。	1 植栽時にツル植物の長さが1メートル未満の場合、面積の算定上の高さは、緑地帯又は植栽柵から1メートルとする。 2 植栽時にツル植物の長さが1メートルを超える場合、面積の算定上の高さは、その長さとする。 ただし、最長で下垂高10メートルまでとする。

※ 補助資材は、植物の生育を助けるため壁面に設置される土壌及び灌水装置を組み込んだ植栽基盤材等とし、植栽柵は、原則として100リットル以上の容量のものとする。

(施行日)

平成25年4月1日

9-4 壁面緑地の面積の算定例



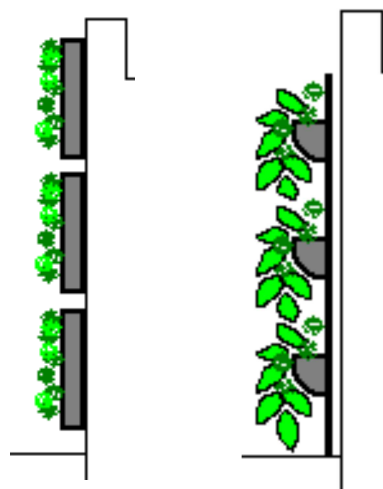
9-5 施工例



壁面緑化例（都内飲料メーカー）



ユニット植栽例



ユニット植栽例

プランター植栽例